

令和 6 年第 4 回

おいらせ町議会定例会

会議録第 2 号

おいらせ町議会 令和6年第4回定例会記録

おいらせ町議会 令和6年第4回定例会記録				
招 集 年 月 日	令和6年12月9日（月）			
招 集 の 場 所	おいらせ町役場本庁舎議場			
開 会	令和6年12月9日 午前10時01分 議長宣告			
散 会	令和6年12月9日 午後 3時32分 議長宣告			
応 招 議 員	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
	1 番	小 向 幸 祐	2 番	大 浦 陽 子
	3 番	小笠原 伸 也	4 番	沢 尾 宏 之
	5 番	柏 崎 勉	6 番	佐々木 勝
	7 番	澤 上 訓	8 番	木 村 忠 一
	9 番	田 中 正 一	10 番	日野口 和 子
	11 番	平 野 敏 彦	12 番	檜 山 忠
	13 番	川 口 弘 治	14 番	西 館 芳 信
	15 番	吉 村 敏 文	16 番	松 林 義 光
不 応 招 議 員	なし			
出 席 議 員	16名			
欠 席 議 員	なし			
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
	町 長	成 田 隆	副 町 長	小 向 仁 生
	総 務 課 長	成 田 光 寿	政 策 推 進 課 長	田 中 貴 重
	財 政 管 財 課 長	田 中 淳 也	まちづくり防災課長	久保田 優 治
	税 務 課 長	堤 雅 之	町 民 課 長	松 山 公 士
	保 健 こ ど も 課 長	鈴 木 政 康	介 護 福 祉 課 長	澤 頭 則 光
	農 林 水 産 課 長	柏 崎 和 紀	商 工 観 光 課 長	柏 崎 勝 徳
	地 域 整 備 課 長	岡 本 啓 一	会 計 管 理 者	小 向 正 志
	病 院 事 務 長	栗 嶋 泰 幸	教育委員会教育長	松 林 義 一
	学 務 課 長	福 田 輝 雄	社会教育・体育課長	三 村 俊 介
	選挙管理委員会委員長	田 中 直 喜	選挙管理委員会事務局長	成 田 光 寿
	農 業 委 員 会 会 長	松 林 勝 智	農業委員会事務局長	柏 崎 和 紀
	監 査 委 員	柏 崎 堅 一	監査委員事務局長	佐々木 拓 仁

本会議に職務のため出席した者の職氏名	事 務 局 長	佐々木 拓 仁	事 務 局 次 長	木 村 英 樹
	事 務 局 主 幹	原 本 愁 子		
町 長 提 出 議案の題目	1	報告第14号	専決処分の報告について（自動車破損に係る損害賠償の額の決定について）	
	2	議案第63号	おいらせ町犯罪被害者等支援条例の制定について	
	3	議案第64号	おいらせ町行政組織条例の一部を改正する条例について	
	4	議案第65号	おいらせ町職員定数条例の一部を改正する条例について	
	5	議案第66号	おいらせ町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	
	6	議案第67号	おいらせ町特別職の職員の給料等に関する条例の一部を改正する条例について	
	7	議案第68号	おいらせ町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について	
	8	議案第69号	おいらせ町立児童館の指定管理者の指定について	
	9	議案第70号	青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合規約の変更について	
	10	議案第71号	青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合規約の変更について	
	11	議案第72号	令和6年度おいらせ町一般会計補正予算（第5号）について	
	12	議案第73号	令和6年度おいらせ町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について	
	13	議案第74号	令和6年度おいらせ町介護保険特別会計補正予算（第2号）について	
	14	議案第75号	令和6年度おいらせ町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について	
	15	議案第76号	令和6年度おいらせ町病院事業会計補正予算（第3号）について	
	16	議案第77号	令和6年度おいらせ町下水道事業会計補正予算（第2号）について	
	議 員 提 出 議案の題目			
開 議	午前10時01分			
議 事 日 程	議長は、本日の議事日程を次のとおり報告した。（別添付）			
会 議 録 署 名 議員の指名	議長は、会議録署名議員に次の2名を指名した。			
	10番	日野口 和 子 議員		
	11番	平 野 敏 彦 議員		

議 案 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言 者 の 要 旨
	事務局長 (佐々木拓仁君)	おはようございます。 議場内の皆様をお願い申し上げます。 議場内では携帯電話等の電源を切るか、マナーモードに設定くださるようお願いいたします。 議会開会前に一般質問について若干ご説明申し上げます。 本日は、5人の一般質問が予定されております。 質問時間は、60分以内としております。時間制限の5分前には、次のように呼鈴を鳴らします。 また、60分に達しますと、次のようにベルを鳴らします。 このベルが鳴りましたら、速やかに質問を終了願います。 それでは、修礼を行いますのでご起立願います。 礼。ご着席ください。
会議成立 開議宣言	松林議長	ただいまの出席議員数は15人です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。 (開会時刻 午前10時01分)
会議録署名 議員の補充	松林議長	なお、10番、日野口和子議員は欠席であります。 ここで、会議録署名議員の補充をします。 本定例会の会議録署名議員に指名されていた10番、日野口和子議員が欠席のため、12番、檜山議員を補充指名いたします。
議事日程 報告	松林議長	本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。 一般質問は、通告書により順に発言し、次の質問に入る際はその旨を告知し、発言してください。 おいらせ町議会会議規則第54条により「発言は簡明とし議題外にわたり範囲を超えてはならない」とされておりますので、改めてお知らせいたします。
一般質問	松林議長	日程第1、一般質問を行います。

質疑	1 4 番 (西館芳信君)	抽せん順に発言を許します。 1 席 1 4 番、西館芳信議員の一般質問を許します。1 4 番。 皆様、おはようございます。第1 席 1 4 番、西館芳信です。 議員個々に与えられました、そして議員の固有の権利であります一般質問いたします。 今日のように、こうして傍聴者の多い中で1 番ということで、まだまだ私のくじ運も捨てたもんじゃないなとうれしく思っているところです。 さて、私ども総務文教常任委員会、先般長野県松本市に調査活動に赴きました。その中で知り得たこと、現員 3 1 人の議員の中で、実に 2 4 人の議員が 3 日間にわたって一般質問をしたということには驚かされました。 なおかつ、我が町振り返りますと、我が町も、そういえば新人議員の人たちの活躍でもって、かつて 3 人とか、そんな感じの一般質問者が、今はもう 8 人まで達しているということがあるような、そういう言論の府に確実になりつつあるなという様相を呈しているということのをうれしく思いまして、一方また、発言する私どもでも、やっぱり長きに無駄にしゃべるよりは、やっぱり簡潔に時間を節約して臨まなければならないなという思いで、今日は私もなるべくその線でいきますので、皆さんのご協力ひとつよろしく願いいたします。 まず、私の質問、今回 2 点です。大きい質問は。 第 1 点目は、町長の行政経営の姿勢についてということで、昨今の市町村選挙の政策公約に「稼げる自治体」を標榜する候補者を散見できるようにと、直近でいえば、横浜町だとか、中泊町の候補者の中にも、はっきりと稼げる自治体を目指すんだということを公約に掲げている人を見ることができました。ですから、もう今は可能な手段を用いて町を富ませること、そのための体制を整備することは行政の喫緊課題、でもこれは恒常的、永遠の課題とも言えます。 そういう中で、町長は 1 1 月、(1)に入ります。町長は 1 1 月 2 2 日の議員全員協議会で、我が町はコンビニなどが進出してきており、今このコンビニの中には、菓等を中心とした、いわゆるグロスリーストアさんだとか、それからファーストフードの店、そういうところも含むというふうに私は解釈しましたがけれど、コンビニなどが進出してきて、農家の農作業には外国人労働者が足らないくらい働
----	------------------	--

答弁	松林議長 町長 (成田 隆君)	く場所があると。だから企業誘致はしなくていいというのが私の考えだというふうに発言しました。私はこれはちょっとこれでいいのかなと。私どもの町は自主財源3割満たない、たしか。そして、別に交付税なんかの不交付団体でもない。財政は全く豊かでない、現下の経常収支率なんか考えますと、こういう中でちょっとこの発言には違和感を感じたんです。 まず第一に、私のここに書いた内容の町長の発言の趣旨がこれでいいのか、そして町長、実際に私はこういうふうに話しましたよというその事実の有無を第一に確認したいと思いますので、お願いいたします。 町長。 1 席 1 4 番、西館芳信議員のご質問にお答えします。 さきの議員全員協議会における私の発言に関することでありますけれども、本意でない部分を取り上げられておりますので、改めて述べさせていただきます。 西館議員が取り上げているのは、第3期まち・ひと・しごと創生総合戦略（案）の報告の案件でありまして、3名の議員から、働く場がない、町の企業誘致が手ぬるいといった類似のご指摘がありました。 これに対して、えり好みしなければ働く場所はあるし、むしろ人手不足で外国人を雇用している現状、周辺3市を含めて広域的に見れば働く環境に恵まれていること、誘致しなくても企業の方から選んでもらえる町であるという3つの理由から、「あえて、多額の資金を投入してインフラ整備をし、新たな工業団地を造成してまで、企業誘致をすることは考えていない」ということを答弁したものであります。 企業誘致は、言うまでもなく、工業団地の造成のほかにも、工場誘致奨励金等の資金援助、税の優遇措置、あるいは進出したい企業に対して町職員が伴走して支援を行うことや、私の働きかけを含めて広範にわたるものであります。 現に、工業団地造成を除いては、これまで取り組んでいることでもありますし、今後も継続していく考えであります。 以上です。
----	-----------------------------------	--

質疑	松林議長 14番 (西館芳信君)	14番。 今、町長の答弁、本意ではない部分取り上げているんだと、そして一部の町からの提案による議員の発言の中で出たものだという事ですけれども、私は結果的には、私がこの述べている趣旨には間違いないと。町長の答弁はちょっと苦しいなという感はいたします。 町長は、えり好みしなければ働く場所はたくさんあるんだと。確かにそういうファーストフードとか、グロサリーストアだとかたくさんありますけれど、我が町は製造業も多いということで、それなりの働き場所はあるし、また、今いろんな多様性の働き方のパターンが、昔みたいに1つじゃない、選択肢はそれなりにあるということは非常に結構なことなんでしょう、そういう働き場所があるよと、そしてなおかつ農家に行けば、外国人で足りないくらいの就労の場所があるんだということは、私たち議員、そして町民が、町長にこうでありたいという町の姿を望むには、ちょっとかけ離れた答弁だよと。 私たちは少なくとも、今本当に共稼ぎが増大している、そういう社会環境、そういう中であっても、夫婦2人の中の一方が、私は家庭を守りたい、もう一方は、じゃあ外に出て働こうとなった場合、こういう言い方は悪いんでしょう、かつての大黒柱、家庭全般、全部を支えるための収入を裏づけるような環境がぜひあってほしいというのが、子供たちがそこに行って働いてほしいというのは、父親、祖父母、みんなの願いですよ。 それを、例えば町長、一般のファーストフードとか、そういう人たちの私ネットで拾ってみたんだけど、いろんな選択肢はあるけれども、まず、本当の正社員の人たちの平均給与は462万円だそうです。そういう人たちのところが、実際は町には何ら関係ない、一定の青森とか八戸のところに拠点を置いて、企画とか開発だとか、それから営業だとか渉外をやって、実際の小売りの現場にはほとんど携わらないという人たちが、その人たちは462万円だけれども、実際にその土地土地の現場に雇用される人たちは、時給1,075円、その人たちの給与というのは大体18万円止まりだそうです。 それが幾ら多かろうが、1家庭でもって、それでもって全部やれるんだというのには程遠いし、それから町長は、外国人がたくさん来ている農家もあって、そこでもう労働力が足りないということをし
----	------------------------------------	---

		言いますけれども、外国人来ている人たちの現況、これもネットで拾ってみました。技能実習生、日本での在留資格29種類あるそうです。一番多い、そして一番給与の低い人たち、技能実習生、その前に、今日本に260万人の外国人がいるということで、その技能実習生、それからもう1段階高い専門的な知識と技術を要する、つまり製造業とかそういうところで事務員だとか営業で働く人たち、その技能実習生は大体18万円、それから、専門的な知識とか技術を持つ人たちの働き場所では20万円という数字が出ております。大体そういう働くところは、日本人と同等の給与はしてくださいねという条件がないと入管は許可しません。だから、日本人と大体同じ、この給与で日本人ももらっているということが考えられると思います。 今260万人の外国人の中で一番多いのが80万人、80万人ということでベトナム、中国。それからそれに続いて、フィリピン、ブラジル、ネパールとあるそうです。この人たちの祖国に帰ったとき、本国の年収というのは、ベトナムで48万円、月額4万円ですよ。それから中国は比較的高くて、191万という数字が出ているけれども、これはもうあくまでも日本に来ていろいろ爆買いするような富裕層の人たちを交えた環境のいい人たちのこれは統計だと思うんです。貧困層だとかですと、富裕層の差が大きくて、都市部と農村部の差があまりにも大きい中国、月収35万円以上の人が1万人中5人しかいないという統計が出ています。国民の50%が月収1万5,000円以下と。そしてフィリピンは、これもベトナムと同じ48万円の年収。ブラジルはちょっと高くて60万円ということだけでも、こちらも国民の3割の人たちが1万2,000円以下の生活を強いられていると。それから、今急速に増えているネパール、これが19万円だそうです。 日本はかつての経済力なくなったけれども、こういう賃金のほかに治安がいい、それから労働環境がいい、それからそれを含めたいろんな衛生的な環境なんかも恵まれているということで、来たいという人たちは非常に多いと。だから、この人たちは、本国の物価だとかいろんな事情を考えれば、日本で18万円、20万円もらっても立派に周りから認めて、よく頑張っているなという評価を得られる人なんです。それは同じ私たちが願う私どもの子供、孫、私たちは、例えば子供2人で今、1人が最低どちらかが近くにいて、別に一
--	--	---

答弁	松林議長 町長 (成田 隆君)	緒に住まなくてもいい、近くにいてどっかに勤めていればもう御の字ということをお願いしているけれども、私を含め、私の友達、もう子供が全部ほかに行って、夫婦２人しかいないという家庭は本当に多いです。そしてまた、県知事も若い人たちの頭脳流出、これをどういうふうにしてとどめるか、それに苦心惨たんしているということをおっしゃっていました。 そういう中で、自主財源３割に満たない、そして財政の不交付団体、交付団体ですら企業誘致がどんなに自分たちの税収に寄与しているかということを考えると、うちは要りませんなんて絶対言わないはずですよ。あっても、さらに、私町長にこの質問したのは、町長の言質を取るというそういうことは一切ありません。私がこれちょっとこの発言はちょっと違和感を感じるなと思う前に、一般の人が、町長はもう町は、おいらせ町は企業誘致やらないということで町長お話ししていましたよということも含めてあったから、この質問を今回取り上げました。 町長は、それなりに働く場所があるということだけれども、これからは結局企業誘致はもういいんだということで、さっきの答弁の最終部分は、いや、今までもやっているし、これからはやるつもりなんだということをはのめかしましたけれども、でも実際は、１１月２２日の発言は、もうやらなくていいと考えているというふうにはっきり議事録見れば分かりますけれども、結論づけました。今やり取りして、その気持ちには変わりはありませんか。私は撤回でも取消しでもしてほしいという思いはありますけれども、いかがでしょうか。 町長。 西館議員の再質問にお答えします。 まずもって、少し古い話になりますけれども、もうこの議場にはいない議員の発言もあったことを改めて答弁させていただきます。 当時の議員は、今西館議員が言った内容と同じでした。たしかそれは一般質問という形ではなく、議案の関連質問ということで、町長、企業誘致どういうふうに考えているという話の中で、先ほどと同じ、新たに投資してまで企業誘致することは考えていないというのは、売れるか売れないか分からない土地を買って、道路整備し、水
-----------	-----------------------------------	---

	道引っ張り、下水引っ張って、そこまで経費かけてまでやる必要があるかなという思いがあって、それはやはり控えるべきであるのではないのかなという答弁しましたら、そのときの議員の方はそのとおりだと、私も全く同じ考えしているのでそれでいってくれという話があったので、私はたとえこの議場にその議員がいなくても、前に彼に答弁したことを今西館議員から改めて企業誘致するようにせいというような話されても、なかなか過去の答弁であっても、記憶にある部分では、まだそれを覆すわけにはいかないのかなという思いで答弁しております。 そしてまた、先ほど来働く場所がないということでもありますけれども、私のところに、進出企業のトップの方々が時々挨拶に来てくれます。その中には食品関係、あるいは福祉関係、土木関係、もちろん農業者も含みますけれども、人が足りなくて大変です。ですから外国人雇っていますという話もしていますし、外国人雇うにも来てくれない、あるいは途中退職するんであればまだいいんだけど、応募者さえないという状況であるという大変切実な要望等しておりますので、そういう部分を含めて、働く場所は十分あるけれども、先ほど言ったように、えり好みする、あるいは職を選んでしまえばなかなか見つからないかもしれない。 それから、今また国会でも大変騒がれております１０３万円ですか。若い人たちで元気のいい働ける能力がありながら、１０３万円以上稼ぐと、少し税金の面で不都合が出るので、そこで打ち止めするという部分で、働ける場所がありながら働かない人方もいるようですので、今のところ、新たな企業誘致しなくても、そういう部分では、ただ、この前も言いました、今も言うんですけども、舌足らずな部分で、新たな企業誘致だけ言うと、意欲がないという、制限がないという思いであります。あくまで私は企業誘致するために投資する部分で、新たな経費をかけたくないな、売れ残ることも心配だし、これから用地買収、あるいは用地選定、いろんな部分で５年、１０年かかるのであれば、それまで企業が待ってくれるのかなという思いもあって、新たな企業誘致、団地造ってまでする必要はないという考えは今も変わっていないということでもあります。 そしてまた、記憶が定かでなかったら申し訳ないです。西館議員も役場にいたとき、百石小学校の裏にショッピングセンター、今出て大変盛況に商売されていると思います。あの企業が来る時も、
--	--

質疑	松林議長 14番 (西館芳信君)	私町から働きかけたんでなく、どうしてもおいらせ町に店を造りたい、構えたいということで来たことを記憶しております。そしてまた、あの場所は規制があるから、規制解除して、あなた方店構えるまで四、五年かかるんじゃないんですか、別な場所がありますよという町で勤めた経緯もあります。しかしながら、あの企業さんはあの場所でないと来る意味がないし、来ても商売成り立たせる自信もないということで、どうしても待ってもいいから、あの場所を指定しているし、あそこに建てさせてくださいということで、たしか四、五年かかって今のショッピングセンターというんですか、商店街ができたことを記憶しております。 そうということで、私の思いとすれば、やはり町が勤めても企業が乗り気でない場所は、幾らあっても勤めても乗ってきたくない、あるいは選定してくれないという思いもあって、町が独自にここいいですよ、あそこいいですよという企業誘致はすべきでないなという気がしておりますので、今も北部地区でも百石地区でも下田地区でも、新たにショッピングセンターというんですか、商店が進出してあります。そういう部分では、別に町にここを選んでほしい、ここ買ってほしいという要望は何もない、おのおの自分たちが適当な場所を、ここだと商売になるなという部分で選定して進出してきているのかなという気がしておりますので、舌足らずな部分があったかもしれませんし、また西館議員の解釈の違いがあったかもしれませんが、私はそういう部分で新たな団地を造っての企業誘致は進めたくないというのは、今も思いとしては変わっておりません。 以上です。 14番議員と町長に、ちょっと待ってください、お願いします。簡潔にやり取りをお願いいたします。14番。 町長の答弁の自身の中で、はっきり定着したものがないというふうなことを、私はもう判然としないものを感じます。ぜひ、町民の思いと町長の思いがちょっと乖離した部分があるのかなという思いが私は強いので、もうこの企業誘致にあっては、今本当に難しいです。もう南のほうからずっと来て、私の感覚では北上市辺りでいい企業が止まっているなど。それ以北にはなかなか来れないなとい
----	------------------------------------	---

答弁	松林議長 町長 (成田 隆君)	う思いもあります。でもそういう中で、ただ待つ姿勢だけでは、町民の思いは叶えられないと思いますので、ぜひ、全庁を挙げて積極的な姿勢でこのことに取り組んでもらいたいということを町長にお願いしまして、2番目の質問に入ります。 (2) 番目、人事異動の手法についてということで、定期の人事異動に関し、本年も、今年も事前に配置希望が取られていないという言葉が複数職員から耳にしました。このことは直ちに違法ではないけれども、今日的に、いろいろな働き方の改革がなされていると、それから働き方の多様性が尊重される社会ということになっては、特に適材適所でもって成果をドーンと上げるんだという職場環境を確立していくということを考えれば、パワハラ、人権擁護の面でも、それから行政の効率的運用上の観点からしても、大きな問題と思います。大体、この種の話が出ること自体がちょっと看過できない問題なんだけれども、これについては町長は承知しているのかな。町長が知らない、下のほうでされていることなのかなという思いもいたしますけれども、このことに対しての、実際そうなんだよ、いやそれは違うよという事実の有無と、町としては今後、これについてはこういうふうにして改めていきたい、あるいはこのまま継続していきたいと、こういうことだからということであれば、それでお願いいたします。 町長。 簡潔にということですので、簡潔にお答えします。 職員の人事異動は、組織の活性化はもとより、職員の公務能力及び行政サービスの向上を目的に実施しているものであります。 ご質問に事前に配置希望が取られていないとあり、人事管理業務に関する内部的な作業の一つが議員の耳に入ることには若干の違和感も覚えますけれども、本年4月1日付で人事異動に際し、全ての職員から統一的に調書を提出させる方法から、個別に申し出たい事情等があれば調書を提出する方法に見直したものであります。 なお、実際に個別に調書を提出した職員が数名おり考慮しましたし、人事異動の調整作業も特に支障なく進められており、今後も同様に対応していく考えであります。 当然に人事異動は任命権者である私が執り行っておりますので、
-----------	-----------------------------------	---

質疑	松林議長 14番 (西館芳信君)	特に問題はないものと認識しております。 以上です。 14番。 特に問題がないものと認識しているということには、ちょっと違和感を覚えますけれども、町の姿勢がそうなんだということであれば、それはそれで私は、今こういうふうなことを思っているんだよ、職員の人たちはということで、それはそれで、私がここでこれを出すことで目的は達していると思いますので、別に深くは話すつもりはありません。 ただ、議員の耳に、職員からそういうことが入っていることには違和感を覚えるという発言、それはちょっと違うんじゃないかなと。今日、公益何とか制度ってあって、通報した人はちゃんといろんな面で差別的なことは受けないということも、社会が、職場が保障している中で、議員にそういうことが漏れたなという、職員の人たちは決して、何ていうかな、自己の利益のために話しているんじゃないくて、職場全体のため、そして、ひいては町のために、私はぜひこういう視点からも一般質問なんかで話してもらえないかという思いが、それはあくまでも公益のために話していると思いますよ。それを、議会、あるいは議員のほうに、そういうのが漏れたということは、何の恥ずかしいことでもないし、そういうふうに言える職員がいるということについては、町としては誇りを持っていいことだというふうに私は解釈いたします。 それで、(2)は終わりました、大きい2番、町政の効率的運営についてに入りたいと思います。 我が町の2023年度決算の経常収支比率は、県内で40市町村のワースト4の94.7%であり、100万円の財源があるとして、分かりやすいように、自由に使えるのは5万3,000円だけ。既に100万円の中で94万7,000円は、これこれに使わなければならないとはっきり決められて、あと自由に使えるのは5万3,000円ということで、危機的なものになっています。 これは日本全国似たような傾向にあるわけですがけれども、そういうことでもって、私はそういう観点から、(1)町保有の施設の整理についてということで、新庁舎建設に並行して、いや、その前に事前
----	------------------------------------	---

答弁	松林議長 町長 (成田 隆君) 松林議長	に町保有の既存建物の整理方針が示されてこそ、基本計画などが聞く者に的確に響くと思うが、町は分庁舎、本庁舎の、これは跡地と書きましたけれども、建物そのものもそうですけれども、それに対する今後どうするかという見解を一切示していない。これまで何回か各議員からも質問ありましたけれども、それどころか、本年度は築40年前後の一川目生活会館を同様の使用目的で建設されたコミュニティ会館がすぐ隣に接しているにもかかわらず、3,000万円有余、ここは2,800万円だかどうか、私もちょっと記憶にははっきりないんですけれども、3,000万円有余の財政を投じて改修したと。このこと、処分に関して町長の考えを問う。このことというのは、あくまでも一川目公民館が云々ということじゃなくて、何でもまだ今後の整理計画がないんですかということです。その質問ね。 それから、また、いまだ廃屋のたたずまいを見せ続ける防災、防犯上の問題が大きな旧深沢地区生活会館の処分処置について、町長はどう考えているのか、お答えをお願いいたします。 町長。 お答えします。 新庁舎建設に伴う旧庁舎の取扱いについては、合併特例債活用期限等作業工程の関わりがあることから、新庁舎建設に向けた作業を優先としつつ、並行して公共施設マネジメントの観点から内部検討しているところであります。 なお、令和5年度に実施しました一川目地区生活会館の改修等につきましては、令和5年度第1回定例会での一般質問や予算特別委員会でも答弁していたとおりでありますけれども、町内会の要望に沿った適切な対応であったものと考えております。 また、閉鎖中の旧深沢地区生活会館につきましては、施設適正管理計画に基づきまして、防衛省補助の処分制限期間経過後の令和14年度以降に除却処分を行う予定としております。 以上です。 14番。
----	---	---

質疑	14番 (西館芳信君)	先般公開しました新庁舎の基本計画、3町歩の敷地の中に、2町歩分は新庁舎ですよ。あと1町歩含めて、病院とかそういうのになるのか、ともかく3町歩確保したんだと。そして庁舎は、500坪の建物が1、2、3、3階まで重なるんだよということは分かるんだけど、その必要性、ただ、それをやって、後でこれだけのスペースがあるから、ここはあれにしましょうこれにしましょうというふうにやったのかもしれないけれども、じゃあその根拠は何なんだということになりますと、やっぱり今既存の建物を、こういうふうに処分する計画だと。だから、こういうのが足りなくなるということで、このためにはこのスペースだよというふうに行くのが私は当然だと思うんだけど、合併を経てそれなりの年数が経過している、さっき話したように財政が悪化してきていると。新庁舎が今建てられるという契機、ちょうどいいところなんです。この処分計画を事前にぱっと発表するということ、それがなされなかったということは非常に残念だし、これについてどういうふうにかこれからやっていきますかと、やる気があるんですかということをもた、さらに聞きたいと思いますし、それから、一川目の生活会館ということにつきましては、これは確かにもうあれを改修して6か月以上は確かにたっていると思います。その間も含め、前から、この生活会館とコミュニティーが2つあってよかったなということで救われたイベントとか、そういうのは1つありません。それどころか、1つの会場すら満杯になって大変だなということを私は聞いておりません、見ておりません。そして、町内会の要望でというふうにありましたけれど、あれを片づけるためにこういう手法があるよということについては、何ら町内会には伝えられていない。 こういうふうなところで、例えば足りないところがあるから、そこをまだ継続しましょうということで、そのためにお金を出す、整備するということであれば、町内会は首を縦に振れないということで、これがなされている現状だと思います。 こういうふうなものがあります。先ほど町側は、処分期限だとかそういうのがいまだに経過していないから、耐用年数だとか、そういうのが経過していないから、深沢の会館、廃屋同然のあれも処分できないんだということをお話ししましたが、これは前回の質問、私これをちょこっと見て、改めてはっきりこれ皆さんにお知らせするという必要性を感じました。これは東洋経済という一つの
-----------	------------------------	--

	経済誌なんです、これで述べられている、これ２００８年、今から１６年前の記事なんだけれども、「どうする不要な公共施設、遅ればせながらの規制緩和」というこの見出しで、地方に今、一つの問題が起きている。それは不用になりお荷物になった箱物公共施設の増加であると。例えば、市町村が合併すれば、一部の庁舎は当然不用になる。また集会施設も同様だと。こうした施設は、例えば何とか文化会館、何とか会館、それから福社会館、どのような官庁が補助金を出したかがちゃんと分かるような名称になっているということで、まさに今私どもが抱えている問題を摘示しているということなんだけれども、不用な施設が全国に散在していると。 国の補助金を使ったそういう施設は、譲渡、貸出し、取壊しなど処分を行う場合は、国に一定のお金を返還しなければならないし、確かに耐用年数等なんか考慮されるということで、難しい面があると書かれておりますが、これが、ところが最近、硬直化し、現状に合わなくなった補助金適正化法、これ今まで適正化法というのがあって、それを厳密に捉えていたわけですけども、最近その法律が適正化法の運用に風穴が空いたと。今年３月補助金適正化中央連絡云々という、その幹事会が、この法の２２条の運用の規制緩和を了承されたその結果、一番大事なことなんだけれども、１０年を経過した補助対象財産は補助の目的を達したものとみなすと。そうした財産処分の承認は原則として報告書だけで足りるという内容です。 それから３番目、承認の際、用途や譲渡先について差別的な取扱いをせず、国納付を求めないと。つまり、返還金なんか求めないということじゃないですか。 それから４番は、１０年経過前であっても、災害による崩壊など、補助事業者責任ない理由については云々ということで、原則不許可から原則承認という大転換が行われたのであると、はっきりうたっております。 だから、まだまだ耐用年数あるんだよ云々というのは、私はその訴え方、アピールの仕方が、ちゃんとした理論武装が伴っていないから蹴られるんでないのかと私は言いたい。山背が非常に強い、例えば深沢の生活会館、山背があって、そしてもうトタン板なんかすぐに腐りやすい、それから、建てた当時と違って、産業道路とも呼ばれるように、もう朝晩すごい交通のラッシュですよ。ただの通勤者じゃなくて、トラックだとか、それによって振動とかなんとかで玄
--	---

答弁	松林議長 総務課長 (成田光寿君)	関だとかいうのも崩れてきているのははっきり分かる。 そういうふうには、代替建設、代替のものがはっきりともう近くに建って、あそこに人を集めるのは、交通量が増したところで非常に危ないんだというちゃんとした理論武装なんか、これは私がちょっと考えただけでこれだけの理由が浮かびますから、頭のいい皆さんが考えたら、まだまだ理論武装できると思う。そういうものをぶつけて何もやらない。それから町内会のほうにも、ちゃんとした情報も伝わっていない中で駄目なんだということで、一つの、今もう浜通り、人口がこれからもどんどんどんどん非常に減っていくというところに、同じ目的の公共施設が、どうして3,000万円もそれこそ使われて整備しなければならないんですか。これこそ不適切な予算の使い方と言わざるを得ないと私は思いますけれども、町長お願いします。 総務課長。 総務課のほうからは、新庁舎の建設に関わる部分を先に答弁いたします。 新庁舎の建設に関係しましては、基本構想、基本計画等、議員の皆様にもお示ししてきたところであります。今議員のほうで、新庁舎建設に当たって、本庁舎、分庁舎、いわゆる旧庁舎になりますが、その旧庁舎の取扱いも示すべきではなかったかのようなご発言がありました。確かにその部分もございます。ただ、新庁舎を建てる目的は、あくまでも今使っている庁舎が古いからだけではなくて、相応の年数が経過しているということで、さらに分庁舎につきましては、津波ハザードの区域にあること、それから本庁舎につきましては、奥入瀬川の河川氾濫時のハザードに位置しているということが、まずあります。 それから、これまでずっと合併後、本庁舎、分庁舎、要は庁舎機能が分散化しておりますので、それを早く一緒にして、統合して、新たなまちづくりを形成していこうという目的もあります。 これらを加味しまして、新たな庁舎も建てましょうということで、平成25年度から取り組んでいるものであります。当然、新しい庁舎を建てますと、相応な莫大な事業費がかかるものでありますから、財源としましては、ご承知のとおり、合併特例債を活用するという
----	-------------------------------------	---

答弁	まちづくり防災課 長 (久保田優治君)	ことで、その合併特例債も、令和１２年度までが活用期限となっておりますので、かなりタイトな中で事業を進めなきゃいけないということで、今、先ほど町長も答弁したように、建設事業のほうに専念して、特化してやっているものであります。本来であれば、本庁舎、分庁舎、旧庁舎の取扱いも示せばいいんですが、期間が短いということで、そういった事情をご理解していただければと思っております。 それから、新しい庁舎のほうも相応の金額がかかっていくわけがありますが、決して華美なものを建てるものではなくて、これから人口減少時代を迎えますので、職員の数を勘案しながら、それから部屋数、それから装飾等も、財政の身の丈に合ったような、財政的なものもきちんと勘案しながら配慮して建てることで考えております。当然、財政計画のほうもちゃんと視野に、財政計画ともきちんと突合して、整合して、将来的な大きな財政負担にならないように考えているところであります。 以上です。 それでは、２つ目以降の再質問にお答えします。 まず、一川目生活会館も深沢生活会館につきましても、議員ご存じのとおり、防衛省の学習等供用施設という形で、当町が整備した地域の生活会館でございます。 一川目のほうにつきましては、令和５年度、昨年度の１０月いっぱいの工期で、４月から半年ぐらいかけて、２，１８４万６，０００円の工事で改修したものでございますけれども、既に終わったことではありますけれども、町のほうでは改めてですけれども、合併前の打合せ等がほとんどではあるんですけれども、町内会から何回か要望を受けて打合せ、役員とか地域の議員さんたちも出たということで聞いていますけれども、そちらのほうで行った適正な事業だったということでもあります。 深沢生活会館につきましては、建設から２０年ぐらいで、今の新しいコミュニティーセンターが建っているんですけども、さっき議員さんも心配していました、もう使えない理由というのがそれなりにはあったということで、合併浄化槽が壊れたり、地盤が地割れしたとか、あとちょっと崖地のところに建っていたという部分もあって、地域の方がちょっと恐怖を感じることもあるということで、
-----------	------------------------------------	---

質疑	松林議長 14番 (西館芳信君)	役場のほうとしても心配はしていたんですけども、当時宝くじのコミュニティーセンター事業が当たったら、新しい会館建設、役場も検討しますということで要望したところ、ちょうどついたということで、コミュニティーセンターが建って、拠点がそちらのほうに移ったということで、後々を考えれば津波の浸水区域でもあるので、新しいコミセンもぎりぎり浸水区域ではあるんですけども、旧生活会館よりはいい場所だったということで聞いています。 肝腎の処分制限の部分につきましては、私も調べまして、補助金等のいわゆる適正化法で、財産処分の緩和がなされたというのは聞き及んでいるんですけども、その場合でも新しい建物というか、目的を別にして転用する場合とか、公共機関同士で譲渡するとかという場合はそのまま使えるんですけども、やっぱり除却する、廃棄するとなると相当の理由が必要で、補助金を返還するのが残っている期間、鉄筋コンクリートでは50年が制限期間ということで、あと10年ばかり、10年弱残っているんですけども、それをしない場合は、相当の理由ということで、災害で壊れたとか、崖が崩れたとか、そういう理由がなければ、やはり補助金の返還は必要だということは、防衛省の補助担当とは確認しています。 以上です。 14番。 成田課長の答弁に関しましては、やっぱり整理されるものがちゃんと整理されないと、物事の道筋はつかないんだ、見えてこないんだと、はっきりとね、ということで、ぜひこの整理処分の計画についてはちゃんと進めてほしいし、大体いつ頃、あまり、次に行かないな。 久保田課長はちょっと来たばっかしで、来たばっかしというか、まだ春に来て、このことについては、そんなに密接なあれないところで答弁申し訳ないんだけど、でもやっぱり行財政改革、現下の経済事情を勘案した行財政改革という観点から、もうちょっとこの予算執行、町長はじめとして、しっかり考えてほしいというのが私の思いです。 じゃあ次、最後の質問に入ります。 大津波の避難場所についてということで、一川目南の津波避難場
----	------------------------------------	---

		所はということなんだけれども、これは一川目南だけに限らず、二川目の北、それから深沢、松原町内会、4か所大津波避難場所と指定されているところは、建物はおろか、避難者を降雪、風雨から防護する何の装備設備、建物もないと。13年前の東日本大震災のように、降雪、厳寒時の津波であれば、野ざらし状態ですからね。誠に心もとない状況だが、町はこの場所の選定の趣旨及び避難場所の定義を交えて、これを教示願いたいというのが私の質問です。 定義ですから、恐らく町の答弁ははっきりと簡単にこういうことだよということで、想像はつきます。でも、それを聞いても、じゃあ一旦集まった人たちを、今度は適宜どういうふうに次誘導するんだと、安全なところにとということになると、それが何ら具体的な形で見えてこないということで、今はっきりとした大津波の避難場所というものの定義、こういうことなんですよ、取りあえず本当に緊急応急的なものなんですよということを今この場で示していただいて、その次はこういうふうになるんですよということを示していただければ、私の質問の趣旨は足りるというふうに思いますので、よろしく願いいたします。
答弁	松林議長 町長 (成田 隆君)	町長。 お答えします。 一川目南の大津波避難場所は、大津波警報発表時の指定緊急避難場所でありまして、最大クラスの津波の浸水区域から外れた、建物などの有無を問わない避難目標としての場所でありまして、居住者等が災害から命を守るために緊急的に避難する場所として指定しているものであります。 一方、指定避難所は、避難場所に避難した居住者等が災害の危険がなくなるまで一定期間滞在し、または災害により自宅へ戻れなくなった居住者等が一時的に滞在する施設となりますので、災害に影響の少ない建物を指定しているものであります。 以上です。
質疑	松林議長 14番	14番。 ありがとうございます。

質疑	(西館芳信君)	大津波避難場所については、特に一川目の南、それから二川目の北が、近くに何も無いというのは、非常な不安を与える要素だと思います。全部あの地区は甲洋小学校に誘導するとか、それは避難場所、単に大がつかない津波の避難場所だったり、それから松原地区なんかは、吉田絹恵さんのいろんな施設があって、そこが福祉場所に避難されているとかということで、町民の皆さんが見れば安らぎを得る要素はあるんですが、ないところも一方あるということです。明確にその後はこうなるんですよという町の姿勢を、どんどん周知徹底していただいて、不安を取り除いてほしいという私の思いを発露させていただきまして、私の質問を終わります。 以上です。
	松林議長	これで14番、西館芳信議員の一般質問を終わります。 なお、先ほど会議録署名議員の補充について、檜山 忠議員を補充指名申し上げましたが、日野口和子議員が来ましたので、日野口和子を署名議員とそのまま続けます。 ここで暫時休憩します。11時5分まで休憩します。
	松林議長	(休憩 午前10時53分) 休憩前に引き続き会議を開きます。
	松林議長	(再開 午前11時05分) 引き続き一般質問を行います。 2席12番、檜山 忠議員の一般質問を許します。12番。
	12番 (檜山 忠君)	おはようございます。12番檜山です。 議長のお許しを得て、一般質問をいたします。一問一答方式でお願いいたします。 今年はコロナ禍から抜け出して、ようやく町は活気づき、お祭り等、各行事は正常に戻りつつあり、にぎわいを取り戻してきました。これからは、これを持続させることが町の発展につながると思います。その一助となるよう、心して活動してまいりたいと思います。 早速ではありますが、質問に入ります。真摯なるご答弁よろしくをお願いいたします。 1として、町の第50回衆議院議員総選挙の投票率と今後の対策

答弁	松林議長 選挙管理委員会委員長 (田中直喜君)	についてですが、(1) 令和6年10月27日執行の第50回衆議院議員総選挙の投票率と今後の対策について問います。 アとして、町の全体投票率と、前回第49回との比較はどのようになっていますか。また、年代別の投票率で特に低い年代はどのような結果となっていますか。 選挙管理委員会委員長。 2席12番 檜山 忠議員のご質問にお答えします。 まず、今回の衆議院議員総選挙の町全体の投票率と、前回第49回の比較についてですが、今回の投票率が50.33%、前回の投票率が53.39%であり、前回に比べ3.06%低くなっております。 この低い状況は当町に限ったことではなく、青森県はもとより、国全体でも低い状況にありました。そのような中においても、上北郡内で見ると、郡の平均が49.06%で、当町は郡内で最も高い率になっております。 次に、年代別の投票率の状況であります。当町の選挙システム運用上、投票当日分を集計管理していないことから、全地区の年代別投票率は算出しておりませんが、国調査により第2区の18歳、19歳を対象に投票率を算出しておりますので、参考までお知らせします。有権者数30人に対して、投票者が15人、投票率50%であり、全投票区平均投票率とほぼ同じ結果であります。 以上で答弁を終わります。 松林議長 12番 (檜山 忠君) 分かりました。青森県内では高いほうだとは言いながら、50%台というのは、これがちょっと考えものではないかなと、そういうふうに思いますので、まず、前回より多くないと、これ何ですかね、選挙自体がどんどん成り立っていかなくなってしまうんじゃないかなと思いますので、そういうことのないようにしたいものだと思います。分かりました。 年代別はデータはないということですので、想像するに、先ほど県のほうのデータの、それが出た、それを話しておられましたけれども、10代の方々と、それから20代の方々はどうしても少ない
-----------	---	---

答弁	松林議長 選挙管理委員会事務局長 (成田光寿君)	んじゃないかなと思います。 この学校で模擬投票に取り組んでいたことは新聞等でよく見えます。期日前投票がイオン、北公民館になったことで投票率は上がったと聞きましたが、その中で、10代、20代の方々の投票率はどのようなになっていますか。多いのであれば、イオンにも投票所を増設することを考えるつもりはありますか。 選挙管理委員会事務局長。 それでは、再質問にお答えいたします。 まず、期日前投票所に関しての質問がありました。今年度の春、昨年の春の統一地方選挙のときから、期日前投票所をイオンに増設して、併せて北公民館へも移設いたしました。要は2か所やっておりますが、そのことによる投票率の動向等ちょっと先にお答えしたいと思います。 期日前投票者数、前回の衆議院選挙と今回の衆議院選挙の関係の比較でお話いたします。3年前の衆議院議員選挙のときは1か所でありました。期日前投票者数は、そのとき3,366人。対して、今回は2か所で行いまして、4,490人、増加率で約30%であります。全投票者数に対する期日前投票者数の占める割合のほうも、3年前は16%だったものが今回22%ということで、大幅に増えている状況であります。 先ほど10代、20代の低い年代に関する部分でご質問ありました。委員長の答弁でもありましたとおり、町の場合、年代別の集計をする仕組みを取ってございませんので、町に限った状況はお答えできないんですが、全国的な傾向を町でも把握しております。 実は国のほうで、全国の市町村を対象に抽出するような形で、年代別の投票者、投票率を把握しております。3年前の衆議院選挙のときの状況であります。もともと投票者数、若い世代が投票者が少ない状況であるんですが、その理由としましては、まず政治に対する無関心とか不信感等があつて、低いという表れがあつております。 先ほどすみません、質問と答えが合っていないくて申し訳ありません。今回イオンモールに投票所を増設できないかというようなご質問もあつて、「今からするところだった。いいです、どうぞ」の声あ
----	--	--

質疑	松林議長 12番 (檀山 忠君)	り) 投票所を増やすことはできないかというご質問が今出たかと思っております。実はイオンモールの投票所の増設の関係であります。既に期日前投票所は増設している形になっております。議員が言う増設というのは、多分当日の投票所のことかと思っております。 実は当日の投票所につきましては、各行政区ごと、ある一定のまとまりをつくって、そこに1つ設けることになってございます。既にイオンモールも行政区に所属しておりまして、秋堂コミュニティーセンターのほうにも既に投票所がございますので、移設であれば可能であります。増設というのは事実上難しいと捉えております。 それから、これからの人口減少傾向を見たときに、地区ごとの有権者数の状況によって、将来的な投票所の統合というものを考えていかなきゃいけないというふうになってございますので、重ねて言いますが、現時点でイオンモールへの投票所の増設は難しいものと思っております。 以上です。 12番。 分かりましたが、しかし、あれも難しいこれも難しいって言ったままで、現状維持でやっていくと、どうしても増えるそれは要素がなくなってくると、そういうふうに思われますので、やっぱりいろいろ検討するべきではないかなと、そういうふうに思っていました。 そこでちょっと聞きたいんですけども、1投票所を増設すると、開設するにはどれぐらいの予算がかかるものなんですか。いや、分からなかったら後でお聞きしますから、いいです。 じゃあ、次に移ります。次の質問です。 イとして、全体が低い中であって、唯一、二川目地区生活会館投票所は前回比2%増となっていました。原因と分析はできていますか。 選挙管理委員会委員長。 お答えします。 議員からの質問を踏まえ、投票所ごとの投票率の状況や前回総選挙との比較、検証を行ったところです。
答弁	松林議長 選挙管理委員会委員長 (田中直喜君)	

		全体の投票率そのものが前回より 3.06%低くなっており、各投票所も同様に投票率が低くなっている中で、唯一、二川目地区の投票区だけは増加しており、前回 40.83%に対して、今回が 42.75%と、1.92%の増となっております。 その要因と思われるものとして、投票所別に前回と今回の有権者数の推移や投票者数の比較を行ったところ、二川目地区は、他の投票区に比べて有権者数の減少率が大きい一方で、投票者数の減少率は小さく、投票率の分母である有権者数の減り方が大きかった分、前回より今回の投票率が上がった形となりました。 ただし、あくまでも選挙管理委員会事務局が行った投票結果に基づく数字上の分析であり、有権者側の動向を踏まえたものではないことを申し添えます。 以上で答弁を終わります。
質疑	松林議長 12番 (檜山 忠君)	12番。 分かりましたが、人口が減っているから高くなっていったんだというふうな、その意味からいくと、青森県はどんどん高くなっていくはずなんですよね。そういうことも考えられるので、それ以外にも、投票に行く人が多かったということはよく分析して、それが意外と鍵になる面もあるかもしれませんので、まず十分調査していただきたいと、そういうふうに思います。 次に移ります。 ウとして、来年6月には参議院議員通常選挙があると思われませんが、投票率を向上するための対策をどのように考えていますか。
答弁	松林議長 選挙管理委員会委員長 (田中直喜君)	選挙管理委員会委員長。 お答えします。 ご承知のとおり、来年の夏、任期満了に伴う参議院議員通常選挙が執行される予定であります。 投票率の対策に関するご質問がありましたが、投票率の低迷は全国的な傾向で、若者世代を中心とした政治離れや政治への無関心が大きく影響していることがメディアなどで取り上げられております。

質疑	松林議長	特に国政選挙については、従前から投票率が低い状況にあり、投票率向上に向けた効果的な取組も難しい面がありますが、町選挙管理委員会では、これまでと同様に、町明るい選挙推進協議会と連携し取り組んでいくこととなります。 以上で答弁を終わります。
	1 2 番 (檀山 忠君)	1 2 番。 ちょっと前向きなあれではないですね。全国的なそれは減っているから仕方ないでしょうじゃなくて、やっぱり町独自の何かをプラスして、少しでも上げようじゃないかと、そういう考えを持って、できればいただきたいと、そういうふうに思います。分かりました。 次の質問になります。 2 として、災害時の避難所環境改善についてであります。 (1) として、1 1 月 1 0 日の新聞報道で、政府は 9 日に、移動式のトイレやキッチンカー等防災備蓄品の導入費用を補助する方針を固めたとありましたが、町ではどのように把握していますか。また、町のトイレ、暖房器具、キッチンカー、生活用水等環境対策を充実する考えはありませんか。
答弁	松林議長	町長。
	町長 (成田 隆君)	お答えします。 町では従来から、県の災害備蓄指針による町の備蓄計画に基づいた備蓄品の整備を毎年しておりますが、このたびの政府方針については、町も現段階では、1 1 月 9 日の政府やマスコミ等の報道情報でしか把握しておりません。 今後、国等から示されるであろう地方創生交付金の一部を活用した避難所の環境改善に向けた具体的な補助メニュー等を注視しながら、議員ご指摘の環境対策の充実についても併せて検討していきたいと考えております。 以上です。
	松林議長	1 2 番。

質疑	1 2 番 (檜山 忠君)	分かりました。 再質問になりますけれども、町では現在、災害時の生活用水の確保をどのように考えていますか。
答弁	松林議長 まちづくり防災課長 (久保田優治君)	まちづくり防災課長。 檜山議員の再質問にお答えいたします。 町の災害備蓄計画の中では、飲料水の確保なんかは、八戸水道企業団と連携した対処も含めましてしているんですけれども、生活用水までの計画はなくて、町内 2 か所の緊急貯水槽のほか、防災安全マップ等での非常持ち出しや準備品の例として、日頃から各家庭において、風呂場とか洗濯機などに貯水する等の習慣づけを推奨しているところであります。 以上です。
質疑	1 2 番 (檜山 忠君)	1 2 番。 分かりました。広域の水道はおのずと災害時にはもうストップなると考えなきゃならないだろうと思いますし、給水車はそれなりには移動はするだろうと思います。 参考までなんですけれども、3. 1 1 の東日本大震災のときに、間木町内会では、山際に居住する方々の堀抜井戸の自家用水を活用させてもらいました。 そこで再質問ですが、町は緊急用水として自家用水を活用する考えはありませんか。
答弁	松林議長 まちづくり防災課長 (久保田優治君)	まちづくり防災課長。 お答えします。 生活用水として井戸水、有効でないかということですが、地域でとか役場でもそうなんです、把握すること、もしくは持ち主の承諾なんかが可能であれば、有効な手段であるかなとは思っています。 ただ、町がこれを活用していくとなると、把握もそうなんですけれども、様々な手続等も想定されますし、不特定多数の住民の方が

質疑	松林議長 1 2 番 (檜山 忠君)	もし井戸水使うということだと固まったりすると、それに耐え得る利活用というんですか、水量が望めるかどうかという不安もありますので、まずは町内会とか自主防災組織なんかで、地域で把握して、活用を優先したほうがいいのかなと思っていますところで、それで問題がないようであれば町としても活用しながら、地域外とか隣接の地区程度には周知を呼びかけることは可能かなと思っています。 以上です。 1 2 番。 分かりました。こういう方法もあるよということを、町で奨励じゃないけれども、こう何かの集まりのときに話すことも一つじゃないかなと思いますので、検討してみてください。 じゃあ次の質問になります。 3 として、町内の山林保全対策についてであります。 (1) 県内の 1 0 月時点でのナラ枯れ被害が過去最多、前季比 2.5 倍の約 6 万 1, 0 0 0 本と報道され、下北、上北でも初確認とありましたが、町内山林での被害確認はありますか。今後の調査及び対策をどのように考えていますか。
答弁	松林議長 町長 (成田 隆君)	町長。 お答えします。 町内山林でのナラ枯れ被害について、現在までに確認されているものはありません。 そして、今後の調査ですが、県では定期的に現地調査や、被害があった自治体とその周辺自治体で防災ヘリコプターやドローン等による上空からの探査や監視を行っているほか、町としても本件に限らず、現地の確認や調査を行う機会が多々ありますので、その機会等に合わせたの巡視活動を継続したいと思っています。 また、主な対策として、昆虫の流入防止のために、他県や被害のあった自治体から木材を持ち込まない。被害のあった自治体やその周辺自治体では、昆虫の活動期に当たる 6 月から 9 月に伐採をしない。葉の変色等を見つけたら県や市町村へ連絡することとされております。このことは町ホームページにも掲載しておりますので、引き続

質疑	松林議長	き周知を図っていきたいと思っております。 以上です。
	1 2 番 (檜山 忠君)	1 2 番。 分かりました。それだけ考えていってもらえれば助かると思います。発生してからの対策では、なかなかうまくいかないと思いますので、予防が大事と考えます。 ところで、現在、現地に調査に行った経緯はありますか。どうですか。
答弁	松林議長	農林水産課長。
	農林水産課長 (柏崎和紀君)	それでは、再質問にお答えさせていただきます。 多分現地という、上北管内では横浜町ということになるかと思いますが、現状では行っておりません。 実は今回質問があったので、たまたまちょっと県の方に見に行けるんでしょうかというのを確認ちょっとしてみたいところなんです。県の担当者が言うに、専門的な知識がないと、なかなかこう見たりしても現況、状況が分からないんじゃないかという点と、またそれぞれの場所、横浜町に限らずなんです。登るには結構険しくて、さっき町長の答弁にもありましたドローン等で確認をしているということで、なかなかこう気軽には行けないのかなと思っております。ただ、いずれにしても例えば現地視察会みたいなのがあれば、ちょっと考えてみたいなどは思っております。 以上です。
質疑	松林議長	1 2 番。
	1 2 番 (檜山 忠君)	分かりました。やはり先に現地なりを学ぶことが一番大事だと思うので、ぜひ、その心がけをしていただきたいと思います。 次の質問です。 (2)として、四、五年前から松枯れ被害が話題になり、松くい虫の対策が急務となっていました。その対策はどのようなになりましたか。また被害はありませんか。

答弁	松林議長	町長。
	町長 (成田 隆君)	お答えします。 松くい虫による被害についても、ナラ枯れと同様に、他県の被害のあった自治体産の木材流入の抑止や伐採時期の留意、早期発見が対応策となりますので、先ほど答弁したとおりに取り組んでいきたいと考えております。 また、こちらについても町内での被害は今のところ確認されておりません。 以上です。
質疑	松林議長	1 2 番。
	1 2 番 (檜山 忠君)	分かりました。確認されていないということなのですが、下田公園の中でも、松が虫に食われて、倒木、倒れていたりと、二、三本あったりなんかもしている、それは私は見えていますけれども、それは恐らく松くい虫によるものではないだろうとは思いますが、やはりそれらもちゃんと確認をしておいていただきたいと思います。 また、町の海岸沿いの防潮林は大丈夫ですか。秋田県の防災林が厳しい状況となっているとテレビ報道がありましたが、把握していますか。
答弁	松林議長	農林水産課長。
	農林水産課長 (柏崎和紀君)	農林水産課長です。 それでは、お答えしたいと思います。 まず、当町の防潮林ですが、こちらのほうは県の管理となっておりました。県のほうですけれども、海岸線を含む当町での松くい虫の発生対策のために、海浜公園の付近と聞いておりましたけれども、そこに観察地点を設けて、定期的に生息の調査を行っている。そこでは確認されていないということでしたので、恐らく当町の防潮林は今のところ大丈夫なのではないかなとは思っております。

質疑	松林議長	また、議員がおっしゃられました秋田県の防災林のテレビ報道なんかの、新聞記事だったのか定かではないんですけども、また詳細までは記憶していないんですけども、全県的に海岸線のほうで、主にクロマツだったと思いますけれども、被害が発生しているということは承知しております。 以上です。
	1 2 番 (檜山 忠君)	1 2 番。 分かりました。 それでは、次の質問です。 (3) ですが、町内の多くの山林は伐採後の管理が不十分のため、やぶ状態となっているところが見受けられますが、将来を見据えて苗木植樹等金銭的補助をして奨励する考えはありませんか。
答弁	松林議長	町長。
	町長 (成田 隆君)	お答えします。 山林伐採後の管理については、その後の造林等の計画を含めて伐採届を提出することになっていますが、そのときに天然更新を選択した方の林地でうまく生育できずにいることが考えられます。 そういった場合でも改めて造林をする場合には、国や県により約7割の費用助成される制度があるため、町としては、その制度の活用により山林の適正な管理をお願いしていきたいと考えております。 そのため、まだ町から補助については考えておりません。 以上です。
質疑	松林議長	1 2 番。
	1 2 番 (檜山 忠君)	国からのそれが、補助等があるんであれば十分そっちを活用してやればいいと思います。 今、木が伐採されている木というのは、六、七十年前に植林されたのが伐採されていると思います。今木を植えないと、六、七十年後には山がどうなっているのでしょうか。美しい山を保てないんじゃない

答弁	松林議長 町長 (成田 隆君)	かなと思いますので、やはり先々にそれは手当てしていかないと保っていけないと、そういうふうに思いますので、よろしく考えていただきたいと思います。 次の質問になりますけれども、(4)ですが、近頃、熊、猿の出没が緊急放送されていますが、専門家の分析では里山の管理手入れが問題の一つではと話していますが、町内の里山の管理状況はどのように考えていますか。 町長。 お答えします。 当町の地形や地理的条件が、専門家の言うような里山に該当する地域なのかという部分もありますけれども、また、その管理の状況についても判断は難しいのですが、先日、県の森林アドバイザーが当町を訪れまして、森林の状況を確認する機会がありました。 町内全域を調査したわけではありませんけれども、確認した地区や、移動の際に見える森林の状況からは、全域が平たんな地形ということもありまして、比較的に管理はなされているようだ、というお話をしておられましたので、そのように受け止めております。 以上です。
質疑	松林議長 12番 (檜山 忠君)	12番。 分かりました。それにしても、熊、猿と。一時的騒ぎは尽きましたけれども、今は小康状態になっていますけれども、しっかりした管理をしておくことも一つだと思いますので、ぜひよろしくお願いします。 それでは、次の質問になります。 4として、町加入のボランティア保険についてであります。 (1) 町で加入しているボランティア保険の内容と、各地区で活動している民間ボランティア団体への対応について問います。 アとして、四、五年前に町のボランティア保険は各民間ボランティア団体にも適応すると説明があったと認識しています。その範囲はどのようになっていますか。例えば事故、けが等発生時の原因が災害、気候等自然が起因する場合は適用されないものか等、その内

答弁	松林議長	容を問います。
	町長 (成田 隆君)	町長。 お答えします。 町が加入する八戸圏域住民活動保険は、住民による町内会活動やボランティア活動など公益的なまちづくり活動を広く支援するもので、活動者自身が活動中の事故で死亡または負傷した場合の傷害保険と、活動者または活動団体が過失により、他人にけがをさせたり、他人のものを壊して、その人から損害賠償を求められ、法律上の責任を負う場合の損害賠償責任保険の２種類があります。 議員ご質問の内容は、傷害保険のことかと思われませんが、活動中の事故やけが等発生時の原因が、その活動によるものであればある程度対象となるものですが、疾病及び地震や津波などの天災、気候等自然に起因する場合、食中毒や熱中症など以外は、対象とならないものと認識しております。 以上です。
質疑	松林議長	１２番。
	１２番 (檜山 忠君)	分かりました。熱中症も対象外ということなんですね。ちょっとじゃあ具体的にちょっと聞きます。活動中に、雪または氷で滑って転んだ、または水たまりで転んだ、それでけがしたと。その場合には、どういうふうになるんですか。
答弁	松林議長	まちづくり防災課長。
	まちづくり防災課長 (久保田優治君)	再質問にお答えします。 まず、さっきの食中毒なんですけれども、対象になりますという説明を町長のほうはさっきしていますので、天気とか基本的に気候条件の場合は対象にならないんですけれども、例外として食中毒とか熱中症なんかは対象になりますよという説明をしたつもりで、ちょっと言葉尻で難しかったかもしれないんですけれども、あとそのほかなんですけれども、雪とか水たまりで活動中の活動が原因で、気づかずに滑って転んだ場合については、対象になると思われま

質疑	松林議長	以上です。
	1 2 番 (檜山 忠君)	1 2 番。 聞き間違えてごめんなさい。対象になるんですね。分かりました。次の質問になります。 イとして、ある民間ボランティア団体では、内容を確認しないまま任意保険を辞めて町の保険に頼ることにしました。ところが、つい最近活動中に雪の寒さが起因し体調不良からけがをし、入院しました。町に相談したところ、それは認められませんでした。今、その団体では、今後の活動に支障を来していると聞きます。町では誤解が生じないように、もう一度各民間団体なり、ボランティア団体に適用内容等を説明する考えはありませんか。
答弁	松林議長	町長。
	町長 (成田 隆君)	お答えします。 ご質問の事例では、寒さによる体調不良とありましたが、事故発生の通報書によりますと、疾病により倒れた際の傷害であったと伺っております。 町担当課でもこの内容を八戸市役所内の保険担当課に報告し、保険幹事会社に確認してもらったところ、疾病及び傷害の状況から、急激かつ偶然の外来事故に当たらず、当たらずですから、対象とならないとの連絡がありました。 保険内容については、毎年町内会長連絡会議での説明や町ホームページでの周知は行っておりますが、各民間ボランティア団体にもその内容が届くように周知方法を検討していきたいと思っております。 このたびの当事者の方には、雪の降る寒い中、早朝から持病を抱えながらもボランティア活動に参加していただき、倒れてけがをされてしまうなど、活動にも支障を来しているようでありますけれども、一刻も早い回復を願うものであります。 以上です。
	松林議長	1 2 番。

質疑	1 2 番 (檜山 忠君)	分かりました。緊急心不全って言っていましたよね。それはあくまでも寒さでなったのじゃなくて疾病によるものと解釈されるんですね。そこら辺の微妙なところはよく分からないので、そこら辺も事例として、各団体の方々にも、そういうこともあってるから気をつけなさいよという話する必要があるんじゃないかなと思いますので、それに、今町長から励ましのそれをいただいたので、今本人もそれなりに、またやる気を出して頑張ってくれるものだと、そういうふうには思っていますけれども、大変ボランティア保険というのはもう、作業中といたらいいか、行動中に起きたら、すぐもらえるものだと私らは解釈している面があるので、分かりました。 まず、もう一度確認しておきますけれども、もう一度、何かの人が集まるときには、各団体の方々にはよく説明をしておいていただきたいなと思いますので、よろしくお願いします。 それでは、各ボランティア団体が楽しく明るく活動できるように、どうぞ行政のサポートをよろしくお願いいたします。 ということで、以上で私の質問を終わらせていただきます。真摯なるご答弁ありがとうございます。終わります。
質疑	松林議長 4 番 (沢尾宏之君)	これで 1 2 番、檜山 忠議員の一般質問を終わります。 今回は傍聴者がたくさんおいでになっております。ありがとうございます。 引き続き一般質問を行います。 3 席 4 番、沢尾宏之議員の一般質問を許します。4 番。 3 席 4 番の沢尾です。 議長の許可をいただきましたので、発言させていただきます。 今年も余すところあと僅かとなりましたが、皆様は健康検診のほうはいかがでしたでしょうか。私も先月健診を受け、再検査で胃カメラをごちそうになりました。結果は異常なしということで一安心しております。やはり行政、議会に関わる私たちは、町民の負託に応えるためにも、健康管理の必要性を再認識させたいのであります。 先頃、八戸市民病院で、重大な事案が 2 年連続して発生しました。よって、診療に支障を来す、これは非常に重大な事案でございました。

答弁	松林議長 町長 (成田 隆君) 松林議長 4 番	そこで、健康管理の一因となる、我が町のおいらせ町民病院について伺いたいと思います。よろしくお願いいたします。 当病院は、地域に必要な医療を公平、公正に提供し、住民の生命と健康を守っておることから、町民にとって非常に大切な施設であるとともに、これまでの病院職員の努力の結果、町民に信頼され、心のよりどころにもなっているところでもあります。さらに、地域の健全な発展に貢献する使命も担っており、おいらせ町としてもなくてはならない存在となっております。 一方で、当病院は施設の老朽化、災害に脆弱かつ交通の便が悪い立地、不十分な工法などが課題があるものと認識しております。 そこで、以下の質問をいたします。 1、当病院の施設の老朽化対策について。 (1) 非常用発電機について、非常時において医療行為を適切に継続するために、非常用発電機は重要なものですが、常時使用できる状態を維持できているものかを質問します。 ア、当病院に設置されている非常用発電機は、過去始動ができず支障があったと聞いております。現状、対策が講じられていると思われませんが、どのような対策を講じたのかお伺いします。 町長。 3 席 4 番、沢尾宏之議員のご質問にお答えします。 当院の停電時における非常用電源は、自家発電機を備えており、法令により点検が義務づけられております。 今年 6 月 13 日の点検時におきまして、自家発電機が始動しないとの報告を受けまして、直ちに院内緊急会議を開催し、停電時における職員体制を整備するとともに、非常用発電機の配備、専門業者への修繕依頼を行い、翌 6 月 14 日に修繕を完了いたしました。 本事案の対策としましては、今回の対応に加えて、次年度から専門業者による年 2 回のメンテナンスを行うこととしております。 以上です。 4 番。 よろしくお願いいたします。
質疑	4 番	よろしくお願いいたします。

答弁	(沢尾宏之君)	次の質問に行きます。 機材については、経年劣化とともに不具合も増えると思われますが、今後の更新計画について、どのような展望を持っているのかお答え願います。
	松林議長	町長。
	町長 (成田 隆君)	当院の自家発電機は、昭和５７年の改築時に設置され、その後、平成２２年度の大規模リフォームの際に老朽化した部品交換等を行っております。 議員ご指摘のとおり、経年劣化による不具合が増えることが懸念されますが、更新に伴う入院患者等への影響、多額の費用を要すること、新病院建設の状況等を踏まえまして、現時点の更新計画は、事後保全としております。 以上です。
質疑	松林議長	４番。
	４番 (沢尾宏之君)	了解しました。 続きまして、ウ、当病院は、浸水想定地域に立地していることに加えて、非常用発電機が地上階に設置されていると認識しております。水害時に非常用電源が必要となった際に、非常用発電機が水没して使用できないことが懸念されますが、例えば屋上階に移設するなど、今後対策を講じる予定はあるのかお答えください。また、既に取り組んでいる対策があれば、前提となる想定条件とともにお答えください。
答弁	松林議長	町長。
	町長 (成田 隆君)	お答えします。 当院の洪水による最大浸水深さは０．５から３メートル未満、津波による津波基準水位は５メートルから１０メートル未満でありまして、自家発電機は、２階発電機室の地上面から４．５メートルに設置されております。 したがって、津波による自家発電機の水没が想定されますが、

質疑		先ほどの答弁のとおり、更新に伴う入院患者等への影響、多額の費用を要すること、新病院建設の状況等を踏まえまして、対策として、屋上階への移設等を行わず、自家発電機に代わる非常用発電機の配備を検討しております。 以上です。
	松林議長	4 番。
質疑	4 番 (沢尾宏之君)	ありがとうございます。 非常用発電機だけ、質問なんですけれども、やっぱり非常発電機に代わるUPSの配備も必要かと考えますが、この件についていかがでしょうか。
	松林議長	病院事務長。
答弁	病院事務長 (柴嶋泰幸君)	今町長答弁のとおり、今回の事案を受けまして、自家発電機、停電時で対応が求められるということが、今回病院としては初めて分かったわけです。今議員のお話も含めて、今後、自家発電機が動かなくなった場合に、その代替りの、今回の場合は、今回の事案の場合は町の防災課から防災用の発電機を借用してすぐ配備したということになります。いろいろなことを想定して、そこら辺、今のお話も含めて、今後検討していきたいということで考えておりました。 以上です。
質疑	松林議長	4 番。
	4 番 (沢尾宏之君)	その際は、私にも報じてください。 次の質問行きます。 施設の漏水について。 上層階に設置されたシャワー室において漏水が発生し、一時利用制限があったと聞いておりますが、その後類似の漏水はないのでしょうか。
	松林議長	町長。

答弁	町長 (成田 隆君)	お答えします。 今年1月4日に、3階宿直室ユニットバスの排水不良により、宿直室内に水があふれ出したため、高圧洗浄機により配管内の清掃を行い対応した事案がありました。 その後、老朽化に伴う配管の詰まりや損傷は、今年度も見受けられますが、その都度修繕し対応しております。 以上です。
	松林議長	4番。
質疑	4番 (沢尾宏之君)	大変と思いますが、やはり日常の点検が必須だと思いますので、よろしく願いいたします。また、必要に応じて改修についても検討をお願いいたします。 続きまして、2、当病院の立地について質問させていただきます。 前項の質問においても関連で質問させていただきましたが、当病院は浸水想定区域に立地しており、水害時に必要な医療を提供できない懸念があります。さらに、施設も老朽化しており、大規模な改修や新築の必要もあろうかと思われま。 当病院は災害時の拠点施設となることから、早期の新築着工が必要と考えます。場合によっては、新庁舎建設よりも早期に対応すべきと考えますが、いかがでしょうか。
	松林議長	町長。
答弁	町長 (成田 隆君)	お答えします。 議員ご指摘のとおり、当院は洪水及び津波の浸水想定区域内に立地しており、さらには施設の老朽化が進んでいる状況であるため、早期の大規模改修や新築が必要であると認識はしております。 これまでの新庁舎建設における経緯等を踏まえ、新病院は移転新築とし、2つの観点から取組を進めることとしております。 1つ目の観点は、新庁舎、新病院の建設候補地が一体の土地であることから、施設配置計画、用地買収、造成工事について、新庁舎と連携し、新庁舎の工程に合わせて取組を進めるところであります。 2つ目の観点は、新病院の基本・実施設計、本体工事、医療機器購入等及び将来の経営計画について、病院が主体となって取組を進め

質疑	松林議長	るところであります。 この2つの観点をもって、現在作業を進めているところでありま すけれども、経過に応じて、今後議会への報告も行っていくことと しております。 以上です。
	4 番 (沢尾宏之君)	4 番。 よろしく願いいたします。 続きまして、病院のアクセスについて質問いたします。 ア、北部地域の住民の利用が低迷し、近隣の三沢市への通院が多 いようですが、当病院への交通の便が悪いことも一因であると思ひ ます。通院された方たちには町民バスの無料券が支給されていま すが、町民バスの利用状況についてお答えください。
答弁	松林議長	町長。
	町長 (成田 隆君)	お答えします。 当院通院者の町民バス及びおいらバスの無料券支給による前年度 の利用状況は、町民バスが12名、おいらバスが757名の合計7 69名になっております。 なお、町民バス利用者へは、復路分200円の無料券を、おいらバ ス利用者へは、復路分300円の無料券を発行しております。 以上です。
質疑	松林議長	4 番。
	4 番 (沢尾宏之君)	結構な方が利用するということが分かりました。やっぱり北部の 方は利用はやっぱり少ないので、再検討だと思います。 次の質問行きます。 イ、町民バスの無料券の配布を徹底するとともに、町民に対して 利用できることを広く知らせることで、北部地域の住民も当病院の 診療を受けやすくなると思いますが、いかがでしょうか。 先ほどと同じ質問なんですけど、併せて町民バスは運行本数も少な く、通院のための時間調整が難しいため、町民バスに加えておいら

答弁	松林議長	バスへの通院補助を往復検討すべきではないでしょうか。町民が当病院を利用しやすい公共交通サービスを整備することも、当病院の赤字を解消する一助になると思うんですが、いかがでしょうか。
	町長 (成田 隆君)	町長。 お答えします。 1 点目の町民バスの無料券支給の徹底と町民へ広くお知らせすることについてであります。現在の運用は、会計時に受診者からの申出により無料券を発行しております。 今後は、無料券を発行していることを院内窓口に掲示するとともに、広報やホームページ等を通じまして、広く周知してまいります。 2 点目の町民バスやおいらバスの往復分の無料券支給についてでありますけれども、おいらせ町民バス運行管理実施要項及びおいらせ町デマンド型乗合バス運行管理実施要項において、おいらせ病院のほか、福祉センター等は、復路 1 回分の無料券を発行することが規定されております。 往路の無料券を発行する場合、利用者の確認が困難であるなど対応が難しい部分もありますので、今後も現行の運用を継続していかざるを得ないものと考えております。 以上です。
質疑	松林議長	4 番。
	4 番 (沢尾宏之君)	よろしく検討お願いいたします。 ちょっと質問、関連する質問なんですが、おいらバスを利用して病院に通院する際、何時何分に来てほしいというふうに調整したらいいんですけれども、30 分以上来なくて診療時間に間に合わなかったという事例も報告されていますので、今後運用の時間、何時に行きたいという旨をしっかりとおいらバス等の運行の、そこら辺の検討もよろしくお願いいたします。
質疑	松林議長	答弁はいいですか。
	4 番	よろしいです。

答弁	(沢尾宏之君)	次の質問に行きます。 当病院の広報について。 1、当病院の認知度が低いように感じます。住民が当病院を利用している、または利用したいと考えている町民はどのくらいいらっしゃるのでしょうか。
	松林議長	町長
質疑	町長 (成田 隆君)	お答えします。 当院を利用する前年度の町民利用者数は、外来患者延べ数が約2万1,300名、入院患者延べ数が約1万2,700名になります。 なお、利用したいと考えている町民の人数については、把握しておりませんのでお答えできません。 以上です。
	松林議長	4番。
質疑	4番 (沢尾宏之君)	ありがとうございます。 次の質問行きます。 当病院は、町民に寄り添った施設と認識しております。看護師さんたちは積極的に患者さんに声がけし、待合室で具合が悪い方にも常に目が届いているようでした。医師の技術力も高く、医療機器も最先端に近いものが導入され、病院に通院している患者さんからの信頼と、通院したことがある町民の安心感の醸成に寄与しております。 一方で、これまで通院したことがない町民の方に対して、このようにすばらしい病院の状況が必ずしも周知されていないように思われます。そのため、このような状況を町民により一層広く周知するためにも、広報の強化を図るべきと考えますが、いかがでしょうか。
	松林議長	町長。
答弁	町長 (成田 隆君)	お答えします。 当病院の医師や看護師並びに医療設備等にお褒めいただきまして、本当にありがとうございます。後で報告しておきますので。

質疑		当院では、「患者様中心の公平・公正な医療を提供するとともに、地域に信頼され、親しまれる病院を目指す」ことを理念として、昨今の厳しい経営環境の中でもスタッフが一丸となって、患者様のサービス向上に努めております。 そうした中で、通院したことがない町民に、おいらせ病院を知っていただくことは、双方にとって有意義なことでありますので、今後、広報等により周知やホームページの充実を図ってまいります。よろしくお願いします。 以上です。
	松林議長	4 番。
	4 番 (沢尾宏之君)	よろしくお願いいたします。 これがやっぱり黒字につながっていくと思いますので、これで私の質問を終わります。ありがとうございました。
	松林議長	これで4番、沢尾宏之議員の一般質問を終わります。 ここで暫時休憩いたします。午後1時30分まで休憩いたします。
	吉村副議長	(休憩 午後 0時02分) 休憩前に引き続き会議を開きます。
質疑	吉村副議長	(再開 午後 1時30分) 議長に代わり、副議長が暫時議事を進行いたします。 引き続き一般質問を行います。 4席11番、平野敏彦議員の一般質問を許します。
	11番 (平野敏彦君)	令和6年第4回おいらせ町議会定例会に当たり、議長のお許しを得て、4席11番、平野敏彦が通告に従いまして、一問一答方式により一般質問させていただきます。 令和6年1月1日、石川県で震度7の地震が発生、間もなく1年となりますが、遅々として進まぬ復興支援に胸が痛む思いであります。7月には秋田県、山形県で記録的な豪雨による災害が発生しました。復興対策について、年末を控え、特に高齢者世帯や独り暮らし世帯への対策には、万全を期してほしいものです。

		これからの冬本番に備え、当町にあっても、高齢者世帯や独り暮らし世帯等の生活関連道除雪に配慮賜るようお願い申し上げ、通告いたしました一般質問について、町長の所見をお伺いいたします。 第1点目であります。農福連携の取組についてであります。 (1) 国では農福連携推進会議を設置し、令和6年6月、農福連携推進ビジョンを取りまとめ、その内容は農業分野での課題である労働力の確保の取組とする一方で、障害者にとって農業を通じた働く場の確保や、賃金・工賃の向上のほか、地域との交流促進等生活の質の向上が期待される取組となっております。 このビジョンに掲げられた「知られていない」「踏み出しにくい」「広がっていかない」といった課題解決に取り組むとあります。 3つの項目の課題の内容について、お伺いいたします。
答弁	吉村副議長 町長 (成田 隆君)	町長。 4席11番、平野敏彦議員のご質問にお答えします。 国が策定した農福連携等推進ビジョンにおける3つの項目の課題の1つ目「知られていない」とは、近年、農福連携という言葉は比較的耳にする機会が増えてきてはいるものの、その取組自体がよく知られていない。あるいは、そのメリットが多くの関係者に十分浸透していないことなどが挙げられています。 2つ目の「踏み出しにくい」では、どのように始めてよいか分からない。農業、福祉の当事者双方ともお互いをよく知らない。農福連携を通じた農業経営や人材育成等に手間や費用がかかるのではないかと、などといった思いがあること。 そして、3つ目の「広がっていかない」は、以前から取り組んでいる農業者や福祉事業所もあるが、その取組が広がらない。さらに、経済界や消費者等も巻き込んだ社会全体への広がりが見えにくいことなどが挙げられております。 以上です。
質疑	吉村副議長 11番 (平野敏彦君)	平野議員。 今、この基本的な取組のビジョンの中身について町長から答弁いただきましたが、この課題の解消に向けて、町の今後の取組の方法、

答弁	吉村副議長 農林水産課長 (柏崎和紀君)	どういう形で今の３点の課題を克服する取組をするのか。 それから、地域交流促進等生活の質の向上策としての取組、これはどういうことを町として考えているのか、お伺いいたします。 答弁を求めます。農林水産課長。 それでは、お答えいたします。 まず、今の３点に対する今後の町の取組課題とかということですが、まずは町自体もこの取組を今まで十分に把握できていなかったという点があるかと思いますので、町自体もこれからここについては勉強させていただきたいなと思います。 また、とにかく知られていないということがこの３つに関連していると思いますので、積極的に町のホームページ等でも周知を図っていくような形で農福を掲載したり、周知していきたいなとは思っております。 また、生活の質の向上ということですが、こういった取組、先ほどご意見等がありました工賃とか、そういった部分、賃金等かなり影響があるというふうにも聞いております。具体的に金額にすると、今通常だと１万７，０００円くらいの工賃が、農福をやったことによって倍とかくらいに跳ね上がっているということも聞いていますので、そういった部分でも質の向上にはつながるのかなと思いますので、今後周知等を図っていければなと思っております。 以上です。
質疑	吉村副議長 １１番 (平野敏彦君)	平野議員。 今課長が言ったように、町自体もよく把握していないと、これ私は、確かにそうだと思います。私らも議会でも、こういうふうに活字は目にしたんですけども、実態の中身というのは私もよく理解する機会がなかったということで、今これから、いろんな意味で町民に対してPRをする、そういう形で理解を図るということでおりますけれども、私はインターネットとかそういうのよりも、やはり広報とかそういうもので活字にして、ちゃんとしたこの広報活動していただきますようお願いをしたいと思います。 それでは、２点目に入らせていただきます。

答弁	吉村副議長 町長 (成田 隆君)	県では令和6年3月、県ユニバーサル農業推進方策を公表、障害者や高齢者、生きづらさを感じている人が農業に従事することで、生きがいの創出や社会参画、県の1次産業の振興を図る取組の強化の一環として、県内各地で現地検討会が開催され、県ユニバーサル農業推進方策についての理解を深めたとあります。 おいらせ町の農福連携の取組の経過について、お伺いいたします。 町長。 お答えします。 当町での農福連携では、これまで一部の民間事業者等で積極的な取組が見られてはいるものの、そのほかの町での具体的な取組はありませんでした。 一方で、県では全県的な取組として、県内6地域全ての県民局がそれぞれ中心となって、全市町村と関係者等が参画する連絡協議会等において、農福連携を推進しているところであります。 令和元年度から始まった上北地域県民局での連絡会議には、当町を含めて管内の市町村の農業と福祉部門のほか、公共職業安定所や障害者就業・生活支援センター、養護学校、農業者、福祉事業所、農業協同組合等により、周知のためのホームページやポータルサイトの立ち上げ、作業を受注、相談するためのワンストップ窓口の運営や、農業者と福祉事業所のマッチング等、広域的な取組により農福連携施策を実践しているところであります。 以上です。
質疑	吉村副議長 11番 (平野敏彦君)	平野議員。 今町長の説明を聞いて、私ちょっとう、よく理解できないなというふうに、県のほうで取組をしているというのは新聞にも出ていますし、当町でも農福連携の県の現地検討会を開催したのが新聞に載っていました。一川目の立花農園が県の検討会の会場になっているということで載っていました。 やはり私が聞いているのは、県のほうの取組も、さっき課長が言ったように遅れていると思うんですよ。よく理解、取組自体がですよ。今県だっってようやく乗ってきたのかなという、町はそういうふ

		うなのでは、非常に後追いで来たという感じがしますし、そしてまた、この立花農園等見ますと、6年前にこういう連携をしていると。これは、私は例えば農水課だけじゃなくて、関係する福祉関係課とか、そういうものも情報持っていたのかな、全然持っていなかったのかな。やっぱりこういうのというのは、何ていいますか、行政と、これは農業法人的な方々との連携、そういうのって今まで全然なかったのかなという気がしますので、この辺の実態はどうなっていますか。
答弁	吉村副議長	農林水産課長。
	農林水産課長 (柏崎和紀君)	お答えいたします。 今回名前がありました立花農園さんですが、実際のところ私もそこまでやっているというのは知りませんでした。もう1か所、もうこれは多分全国的に皆さんご存じだと思いますが、そちらのほうではもう早くから取り組んでいるということでは知ってはおりましたけれども、今回のところはちょっと承知しておりませんでした。 以上です。
質疑	11番 (平野敏彦君)	県自体も、私は今年3月からスタートしたときに各地スタートしたということで、取組が遅れてきているのは事実で、町もそれに対応するというのは、非常に大変だったなという思いがありますし、やはりこれからのこの連携の取組について期待をしたいと思います。 それから、就労支援B型事業所から農作業の依頼をして、立花農園ではこれまで続けてきているということの新聞に載っていますけれども、この辺の連携、このつなぎというのは、行政はほとんど関わりがなかったのか、ここを確認したいと思います。
答弁	吉村副議長	農林水産課長。
	農林水産課長 (柏崎和紀君)	お答えいたします。 ただいま名前がありました立花農園さんについては、そのB型の事業所さんの経営者と何か親しい仲で、こういうのやってみないかということで始めたというふうには伺っております。なので、その

答弁	吉村副議長	間に行政が入ったということはないかと思っております。 以上です。 介護福祉課長。
	介護福祉課長 (澤頭則光君)	私のほうからは、障害者が働く場としている就労支援施設と農業者のところ補足的に説明したいと思います。 今現在の町の就労支援施設、7か所ございます。そのところのちょっと話を聞いたところによると、県のほうでマッチング事業を行ったりしていたり、それから、農業者の情報を得る手法といたしまして、マッチングの事業活用としているのが一つです。それから、個別に先ほど立花農園さんの話が出たとおり、やってほしいともう分かっている方のところであれば、話をいただいて、その中身を聞いて、状況が今働いている方と状況が合うのであれば、そちらのほうを請負して契約、その農業者さんと契約して働く場を提供しているという形になっているそうです。 以上になります。
質疑	吉村副議長	平野議員。
	11番 (平野敏彦君)	じゃあ1つだけ確認しておきたいと思いますけれども、B型の事業所というのは、町内何か所かあるということですが、何か所、どういう場所にあるんですか。
答弁	吉村副議長	介護福祉課長。
	介護福祉課長 (澤頭則光君)	障害者の就労支援施設には、A型とB型と大きく分けて2つあることになります。A型のほうはパートの契約みたいな形で、契約を事業者さんと結んで収入を得るような仕組みになっていると。一方、B型のほうは比較のお体がちっと自由の利かない方が多くなっておりまして、簡単な作業を主体にして、賃金も比較的低い形の契約になっております。 お話のB型の事業所になりますが、現在おいらせ町には6か所ございます。 以上になります。

質疑	吉村副議長	平野議員。
	11番 (平野敏彦君)	ありがとうございます。 それでは、次に3点目に入らせていただきます。 当町議会産業民生常任委員会では、三重県名張市の農福連携の取組について調査活動を行いました。名張市では、平成21年に障害者アグリ雇用促進協議会を設立。障害者の農作業を推進する農業ジョブトレーナーを養成、一人一人に寄り添う作業支援を行い、就労に結びつける取組をしております。 当町でも、農業や福祉、教育と連携した体制づくりに取り組み、障害者や高齢者、ひきこもり等の方々を支援するトレーナーの養成は必要と考えますが、当町の取組についてお伺いいたします。
答弁	吉村副議長	町長。
	町長 (成田 隆君)	お答えします。 農業や福祉、教育との連携については、先ほど答弁しましたが、連絡会議がその体制と役割を担っておりますので、引き続き協力関係を築きながら取り組んでいきたいと考えております。 また、障害者がスムーズに作業に取り組めるように支援をするジョブトレーナーの存在は欠かせないものと思います。 その養成については、現在は県がそのための講座を開催していることから、その機会を活用して多くの方に受講いただけるように周知を図っていききたいと考えております。 以上です。
質疑	吉村副議長	平野議員。
	11番 (平野敏彦君)	これは本当に町にとっても大きな課題だと私は思います。さっきも言ったように、関係課と連携する、それから関係団体と情報交換をするという形で体制をつくる。それは、これからの進める一つの手段じゃないかと思っております。 町長も言うように、そういう養成する、トレーナーを養成して、例えばB型施設とかそういうのに行って就労派遣できるような、例え

答弁	吉村副議長 農林水産課長 (柏崎和紀君)	ばいろんな障害者を対象にした町でこういう施策取り組みますよというもののPR、そういうものも大事だと思うんですけど、これら取組の仕方というのは、これから取組の方法、様々あると思いますけれども、どのように将来、これから進めますよというものがあったらお聞かせいただきたいと思います。 農林水産課長。 それでは、お答えいたします。 今後の取組の方法ということかと思いますが、まず先ほど答弁いたしておりますとおり、管内、まず6県民局、それぞれの管内で会議なり連絡協議会等立ち上げていますので、立ち上げたり、そこで協議していますので、その広域的な取組の中で、まずここ、上北の場合は特に民間の方々が主で動いていただいて、さっき言いましたように、ワンストップ窓口の運営であるとか、ポータルサイトも全てその民間の方が運営していただいていますので、そういったところとかは引き続き協力関係を築きながら、さらにそういった活動の中で行政が何をできるのか、支援がどういったことを支援しなければならないのかという部分についても、その中でちょっと確認しながら、できる部分を進めていければなとは思っております。 具体的にこれとこれというのは今のところないんですが、今この取組というのが、たしか三八の県民局で平成24年あたりから始まって、県が今、全県的に広げている活動ですので、しかもこれが始まって、具体的にこの活動が始まったのは令和5年度から具体的に、4年度から準備、元年度から進めて、実際に動き出しての5年度からかなと思いますので、この1年とかしかまだたっていないんですが、こういった活動を通じながら、町で何が支援できるのかを検討していければなとは思っております。 以上です。 平野議員。 前向きにこれから取り組んでいくよという思いが伝わりました。ありがとうございます。 私は、これまで行政が関わってきたというのは、新聞見てもあま
質疑	吉村副議長 11番 (平野敏彦君)	以上です。 平野議員。 前向きにこれから取り組んでいくよという思いが伝わりました。ありがとうございます。 私は、これまで行政が関わってきたというのは、新聞見てもあま

答弁	吉村副議長 町長 (成田 隆君)	り載っていないんですよ。やはり町が関わるということは、ほかの 外部的な、それから広い範囲で、受け手のほうから見れば非常に安 心感があると思います。いや、役場が運営してくれているのかとい うのがあることによってですよ。例えば農業者でも、それから、そう いう障害者を預かる親にしても、安心感があると思います。そうい う意味では、町長がお話ししたその養成を町がやっていくんだよ、 町で周知する方法も取り組みますということは、私は非常に評価す るものであります。これ、この幅を広げて、農福だけじゃなくて、漁 福、漁業者の作業の補助も幅を広げていくような目標を掲げて取り 組んでいただきますように期待して、1点目の質問を終わります。 それでは、2点目であります。町の空き家解消の対策についてで あります。 空家等対策の推進に関する特別措置法が改正されました。この法 改正による「空家」、「特定空家」、「管理不全空家」の定義についてお 伺いいたします。 町長。 お答えします。 昨年の12月施行の、いわゆる改正空家法における空家等の定義 について、法律を引用しますので少し長くなります。 まず、空き家は、「空家等」として、「建築物又はこれに付随する工 作物であつて、居住その他の使用がなされていないことが常態であ るもの」が「空家」であり、立木その他の土地に定着する物を含むそ の敷地を「等」として「空家等」となっております。本法内では、基 本的に単に「空家」ではなく、定着物を含む敷地を含めて「空家等」 としています。 次に、「特定空家等」は、「そのまま放置すれば倒壊など著しく保安 上を危険となるおそれのある状態、又は著しく衛生上有害となるお それのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく経 過を損なっている状態、その他周辺の生活環境の保全を図るために 放置することが不適切である状態にあると認められる空家等」で、 この2つは改正前から第2条で定義されていた用語となります。 次に、改正により加わったのが「管理不全空家等」であります。 「空家等は適切な管理が行われていないことにより、そのまま放置
-----------	------------------------------------	--

質疑		すれば特定空家等に該当することとなるおそれのある状態にあると認めるときは、当該状態にあると認められる空家等」をいい、第13条で定義されていることになります。 以上です。
	吉村副議長	平野議員。
質疑	11番 (平野敏彦君)	今の空家、それから特定空家、管理不全空家等の定義を町長から答弁いただきました。この改正になった内容というのは、いつの時点で町として町民に知らせめたのか、そこを確認したいと思います。
	吉村副議長	まちづくり防災課長。
答弁	まちづくり防災課長 (久保田優治君)	平野議員にお答えします。 改正されて、その内容をいつ知らせめたのかというと、はっきり管理不全空家が増えましたとか、そういう周知はまだしていないことになります。 以上です。
	吉村副議長	平野議員。
質疑	11番 (平野敏彦君)	私は今、この空き家の部分で、この管理不全空家が法改正で今後増えたということで、これまで議会では、空き家対策で何人もの議員が質問しているわけですね。これだけ議論があっけいながら、その対策は目に見えていない。そしてまた、こういう法改正になっても、町民に知らせめていない。 これは私は、課長が今言っているのは、私は今まで議会の中でも、なるほどなと思いますよ。ただ、課長だって皆変わってきているわけですから、これまでの空き家で議会で答弁してきた課長の方々も、場所が変わればもういいんだという感覚の認識なのか、ちょっとその辺は私これでいいのかなと、議会に対して答弁して、議会が終わればもう責任果たしているという認識なのかなという私不思議に疑問を感じるんですけども、周知しなければ、事実だと思いますので、町のこの空家、特定空家、管理不全空家の実態の把握というのもじゃあ多分やっていないと思うんですけども、確認したいと思い

答弁	吉村副議長	ます。(2)です。
	町長 (成田 隆君)	答弁を求めます。町長。 それでは、お答えします。 町内の空き家の実態ですが、町内別での集計と法律定義に基づいた管理不全空き家等や特定空き家等には位置づけしておりませんが、今年度に把握した過去の除却数6戸を減じた空き家等は、397戸となっております。 このうち、Dランクといわれる建て直しや解体をしなければ利活用が不可能な空き家が6戸あり、今後、管理不全空き家と特定空き家等に位置づけることになります。 ちなみに、小学校区単位での全体の空き家とDランクの空き家戸数を申し上げますが、百石小学校区が全101戸、Dランク2戸。甲洋小学校区全50戸、Dランク1戸。下田小学校区全35戸、Dランクなし。木内々小学校区全86戸、Dランクなし。木ノ下小学校区全125戸、Dランク3戸。全体で397戸中、Dランク6戸、約パーセントにすると1.5%となります。 以上です。
質疑	吉村副議長	平野議員。
	11番 (平野敏彦君)	私はこの数字というのは、Dランクが6戸というのは本当に把握しているのかなど。私が住んでいる二川目でも、何十年ももう倒壊寸前というのが、この甲洋小学区で1戸とありますけれども、1戸だけじゃないですよ、私が知っているのは。これはどこの数値が、どこで調査して、どこで把握して公表したのか。どこになるんですか、これ。税務課ですか。
答弁	吉村副議長	まちづくり防災課長。
	まちづくり防災課長 (久保田優治君)	お答えします。 この数字に関しては、昨年データベースのシステムを更新した際に、中身のデータ自体は平成27年度に雇用対策みたいな事業で臨時職員等を雇って、町内を歩いて調査した数から、増減した部分を

質疑	吉村副議長	システムで更新した中でやっているんですけども、もしかすると、やっぱり全てにおいてDランクといわれる部分が足りないという形で捉えられているのかなと思います。 壊した部分とか除却したのは把握しているんですけども、新たな新しいこのDランクに位置づけるようなものが更新できていなかったのも、ちょっとその部分は調査不足になっているかと思います。
	1 1 番 (平野敏彦君)	平野議員。 平成27年、私は機械を調査してそれが出てきたのが正解だというのは、私全く手抜きしているんじゃないかと。実際に町内回って歩いているわけでもないでしょう。私はやはり、いろいろな選挙の関係もあるから歩くんだけど、これはもうこのままだと倒壊するとか、そういうふうなのが目につきますよ。そして、旧百石の本町地区でも、いや、もう解体してもらわないと、これ何かあったときに大変な火災でも何でもそうですけれども、もう自分のところが生き残れないというふうに声が聞こえるんですよ。そういうのが全然この把握されていないというふうに私感じるんですよ。 この前、広報12月号に載っていました。家屋全棟調査を12月から3月まで実施するとあります。これはどういう内容なんですか。
答弁	吉村副議長	税務課長。
	税務課長 (堤 雅之君)	広報に載っていた家屋全棟調査はどのようなものかというご質問にお答えしたいと思います。 この全棟調査は、空き家とはまず違う調査になります。中身といいますと、令和4年に航空写真を基に割り出した建物、これをその前の航空写真と比較した上で、新しく建物があるであろうと思われるところを1件ずつ回って調査するというものになります。公平公正課税のための調査になります。 以上です。
質疑	吉村副議長	平野議員。
	1 1 番	そうすると、航空写真で撮って、前に撮った写真との比較をして、

答弁	(平野敏彦君)	現地を回る。これは広報を見ますと、宅地内には立入りしませんという、たしか1項目あったと思うんですよね。それで本当に実態調査ができるのかと、私はね。これ課税する側からいったら、現状を確実に把握して、適切に賦課をするというのが基本じゃないですか。私は納めるほうの側からいっても、確実に自分のところを確認してもらって、賦課してもらおうというのが一番ベターだと思うんですよ。それが基本じゃないですか。あの広報見て私は疑問に感じたんですよ。だから、今この全棟調査のときに、この空家、特定空家、管理不全空家もチェックする絶好のチャンスじゃないですか。町長、これ指示してやらせることはできませんか。町長。
	吉村副議長	副町長。
	副町長 (小向仁生君)	今、税務課のほうで調べようとしている全棟調査に付随というか、追加して空き家対策調べることはできないかということなんですけれども、そもそも別の目的で調査委託をしている関係上、これからその行為が追加になるのが可能かどうかというのもあるので、ちょっと時間をいただいて、調べさせていただきたいなと思います。ただ、目的が全く違うので、税のほう等のことでできないよということであれば、また別な方法でそれを調査することを考えなきゃいけないことなので、ちょっとそこのところは時間をいただいて検討させていただきたいと思います。
答弁	吉村副議長	税務課長。
	税務課長 (堤 雅之君)	広報に載っていた敷地内には立ち入らないという部分についてお答えしたいと思います。 同じ広報の記事の中に、必要があれば連絡を取った上で、町の職員がお伺いする場合もあるということが書いてあったかと思いますので、必ずしも立ち入らないというわけではありません。連絡を取った上で、行って調査をすることもありますので、そこの部分をお答えしたいと思います。 以上です。
	吉村副議長	平野議員。

質疑	1 1 番 (平野敏彦君)	まず今の全棟調査については、目的が違うとあるんですけれども、固定資産を評価するには、ちゃんと家屋1戸1戸全部評価しなきゃ駄目でしょう。確認しなければ駄目でしょう。だったら人が住んでいる、住んでいない、どういう状態かというのは把握しなかったら適正に課税できますか。私はおかしいと思いますよ。上から見ただけで建物が建っている、従来どおりの数値が残っている、それをそのまま基本にしてやっていくというのであれば、私はこれは大きな問題だと思いますよ。本当にこのままでいいのかなという、これはもうちょっとちゃんと精査して、回答してください。今すぐというわけにはいかないと思います。 それから、この空き家解消、3番に入ります。 空き家解消に向けたこれまでの取組の実態について、どういう取組をしているか、お聞かせいただきたいと思います。
答弁	吉村副議長 町長 (成田 隆君)	答弁を求めます。項目変わりました。3番目。町長。 それでは、お答えします。 平成27年2月の空家法施行からの取組としては、平成27年度に空き家の実態調査及びシステム構築。平成28年度に空き家バンクの創設。平成30年度に空家等対策計画の策定。令和5年度に管理システムの基礎情報の更新。今年度は管理システム基礎情報のデータ出力とリスト化に着手し、一部空き家の除却を確認するなどしております。 そのほか、固定資産税の納税通知書に空き家の適正管理や空き家バンクの活用を呼びかけるお知らせを同封するなどしております。 今後は、時間はかかると思いますが、名簿データの空白者の特定作業等を行った上で、特にAランク以外の空き家等の所有者に対して、さらに適切な管理を促していく予定としております。 以上です。
質疑	吉村副議長 1 1 番 (平野敏彦君)	平野議員。 今まで経過については町長が答弁しましたけれども、私はこの空き家バンクが、令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化され

答弁	吉村副議長	ましたというので、この空き家バンクに登録して町のホームページ情報に掲載しませんかとありますけれども、この町で発行したバンクの登録件数というのは、今現在何件になっているんですか。 政策推進課長。
	政策推進課長 (田中貴重君)	それでは、平野議員の質問にお答えいたします。 空き家バンクについては、平成２９年から実施しております。これまで１８件の物件の登録があつて、途中１件の取消しがありましたけれども、１１件の物件が売却、または契約ということになっております。その中で３１人の方が利用登録をして、今年度につきまして、令和６年につきましては、登録件数は６件、契約件数は１件という結果になっております。 以上です。
質疑	吉村副議長	平野議員。
	１１番 (平野敏彦君)	そうすると、今年度６件で、契約件数が１件、トータル的に今２５件が登録されてあるということで理解していいかというのをもう１回確認したいと思います。 それから空き家解消、八戸ではネットワークを発足させて、関係団体が連携して解消をしていこうという立ち上げをしておりますけれども、町では今の体制のままで解消に向けて取り組んでいくという考え方なのか、それとも新たな方法、手段を考えていますよということなのかお聞かせいただきたいと思います。
答弁	吉村副議長	政策推進課長。
	政策推進課長 (田中貴重君)	これまでの１８件の登録、今年度６件ということで、１８件に６件が含まれております。よって、契約が１１件ありますので、６件今募集しているという状況です。 それと解消事業につきましては、これは隣のまちづくり防災課に関係することではありますけれども、今の法改正に伴って、今空き家も増えている、これからまた空き家も増えていく、想定されることですので、政策推進課といたしましては、まだ内部協議の段階で

質疑		ありますけれども、リフォームだったりとか、除去だったりとか、空き家バンクのさらなる推進だったりということで、内部の中で施策を検討している段階であります。これはまだ内部でありまして、まちづくり防災課やほかの課ともまだ協議をしている段階でありますので、制度の立てつけというか、制度設計がある程度見えた段階で、これから必要とされる空き家の政策を協議してまいりたいと考えております。 以上です。
	吉村副議長	平野議員。
質疑	11番 (平野敏彦君)	それでは次、4点目に入らせていただきます。 これまで空き家解消に向けた町内の各業界団体との連携した取組があったら伺いたいします。
	吉村副議長	町長。
答弁	町長 (成田 隆君)	お答えします。 町内の各業界団体との連携した取組としては、金融機関との連携協定により利活用促進に係る資金融資をサポートいただいております。 また、今後の実態調査等においては、郵便局やシルバー人材センターの活用や連携、その他空家等対策計画の見直し等を行う際に、必要に応じて不動産業者や住宅施工会社などとの連携した取組が必要になると思っております。 以上です。
	吉村副議長	平野議員。
質疑	11番 (平野敏彦君)	これまで同様、金融機関との連携が基本になっているということで答弁されました。 私は町内の不動産業者、様々ある中で、情報提供して、そちらのほうからいろんな空き家解消の取組をしていただくというのも、金融機関だけじゃなくて、実態が一番分かっているそういう団体を活用するのも一つの方法じゃないかなと思っております。

答弁		ですから、八戸では空き家解消ネットワークを発足させて、不動産関係、それから金融関係、様々な団体を呼びかけして、解消に向けて取り組もうということでスタートしています。 当町でも、今町長が言ったように、範囲を広げようという考え方がありますから、ぜひもっと広い範囲で情報提供して、その早めに空き家になって、3年も4年もたつのと、1年、2年ですぐ再利用するのでは全然要件が違いますので、早急にこの手だてをして対策をすべきだと思いますので、よろしくお願いいたしますと思います。 それから（５）の、国の空き家対策総合支援事業を活用した、空き家除去の取組を進める考えはないかお伺いいたします。
	吉村副議長	町長。
	町長 (成田 隆君)	お答えします。 空き家対策総合支援事業を活用した空き家除去の取組については、Dランク、Cランクの空き家等の解消が現在の呼びかけでは進まず、さらに比率が高まるようであれば、今後、本格的に検討をし、取り組まなければならないと考えております。 以上です。
質疑	吉村副議長	平野議員。
	11番 (平野敏彦君)	これも私はちょっところ、認識がちょっと足りないんじゃないかと。さっき質問した空家、特定空家、管理不全空家、特に管理不全空家は補助事業で体制組めばできるわけですよ。実際に五戸町では、空き家除去補助対象7件と議会報告で載っていますよ。このままでいったら、おいらせ町はいつまでたってもそういうものが解消できないんじゃないですか。国の助成措置を活用することによって、町の課題が解決されるわけですから、担当課だってやっぱり法的な部分もあって、調べたらこういう助成措置があるというのは分かるんでしょう。それをちゃんと町長に提言をして、早急に手だてをすべきだという、町長に提言すべきじゃないですか。このままでいったら、ずっと延びていきますよ。このうちに私の知っている空き家でも潰れますよ。今ようやく建っているの2軒だけあるんだけれども、そうなったら誰が今度また手をつけていくか、周りの人も大変そう

答弁	吉村副議長	いうふうなのでは不安になっています。 ぜひ、この部分については、町長、内部でさらに検討して、早急に特定空家の認定をして対応するようにお願いしたいと思いますが、いかがですか。
	町長 (成田 隆君)	町長。 今せっかく平野議員からのアドバイスもありましたし、早速すぐ近くにある隣町ですので、五戸町がどういう方法でどういうことをしているか調査させて、まねできるところはまねして、それを進めるところは進んでいくよう努力しますので、よろしくお願いします。
	吉村副議長	平野議員。
質疑	1 1 番 (平野敏彦君)	それでは、質問事項の 3 点目に入らせていただきます。 町の不登校の実態についてであります。 (1) 青森県教育委員会のまとめによると、2 0 2 3 年度の県内公立学校の不登校数は、小学校が 1 0 0 人当たり 1 7 人、中学校は 6 9. 8 人で、1 9 6 8 年以降最多とあります。 2 0 2 3 年度の当町小学校、中学校の不登校の実態についてお伺いいたします。
	吉村副議長	教育長。
	教育委員会教育長 (松林義一君)	お答えをいたします。 令和 5 年度の不登校児童生徒数は、小学校 2 8 人、中学校 4 2 人、計 7 0 人となっております。 以上です。
質疑	吉村副議長	平野議員。
	1 1 番 (平野敏彦君)	これは過去の経過を見ますと、7 0 人というのは上がっているのか、減ってきているのか、ここを確認したいと思います。
	吉村副議長	学務課長。

答弁	学務課長 (福田輝雄君)	お答えいたします。 令和３年度では、小中学校合わせて４８人、令和４年度につきましては６２人で、令和５年度につきましては７０人ということで、増えてはきております。 以上です。
	吉村副議長	平野議員。
質疑	１１番 (平野敏彦君)	２点目に入ります。 同年度、教師に対する暴力行為等の小学校、中学校の実態についてお伺いいたします。
	吉村副議長	教育長。
答弁	教育委員会教育長 (松林義一君)	お答えをいたします。 令和５年度の教師に対する暴力行為の件数は、小学校１件、中学校２件、計３件となっております。 以上です。
	吉村副議長	平野議員。
質疑	１１番 (平野敏彦君)	(３)に入ります。 同年度、児童・生徒間や対人、器物損壊も含めた暴力行為の小学校、中学校の実態についてお伺いいたします。
	吉村副議長	教育長。
答弁	教育委員会教育長 (松林義一君)	お答えをいたします。 令和５年度の児童・生徒間や対人、器物損壊も含めた暴力行為の件数は、小学校２２件、中学校１８件、計４０件となっております。
	吉村副議長	平野議員。
質疑	１１番	私は、教育長これまで答弁していただきましたけれども、この不

答弁	(平野敏彦君)	登校の実態、これを新聞等では、学校の中身までは、相手先の小学校、中学校という形で、県内の実態が報じられております。八戸市、三沢市の広報見ても、この部分についてはちゃんと掲載されています。 私はこの今言った数値、年々増えている実態から見て、教育委員会だけの本当に課題なのか、やっぱり行政側も何らかのその手助けをする、そしてまた、サポートする方法がないのかという私は気がします。 広く学校名とかそうじゃなくて、今町の小中学校の実態がこうですよ。町を挙げて、各種団体、いろんな形でこの問題を共有して、こういう対象者が増えないように、意識して地域でも取組しましょうという交渉する、行政も町長がトップになってやるというような考えがないかどうか、ちょっと確認したいと思います。
	吉村副議長	教育長。
	教育委員会教育長 (松林義一君)	質問の範囲がちょっと広いものですから、ちょっと時間かけてお答えさせていただきますが、行政、あるいはその他我々が支援する仕組みがないのかということの関係では、まず学校側のほうの努力として、こういうことが行われているということをお話をいたします。 様々な問題が起こることは各学校でいろいろ対処しているわけですが、例えば参観日、あるいは保護者会等を開いて、こういう問題についてはこういう対処をしているというようなことを各学校ごとに行っております。場合によっては、学校ごとに参観日の回数を増やしたり、あるいは参観日の日を指定しないで自由に参観をさせたりということで、学校にできるだけ多くの保護者が出入りするような機会を設けたりする取組を行ったりしております。 行政側の努力としては、学校の支援のために、やっぱり人手が必要ですから、これまでも、例えば特別教育支援員については、20名から23名に増やしたり、あるいは、みなくる館に駐在している相談員、これらも1人から2人に増員しております。なお、今タブレットで学級担任がいろいろ苦勞していますので、そういう方面での支援員を1人雇うことができたりして、それによって、例えば北公民館のほうにも相談日の開設、1日だけでも、開設できるよ

質疑	吉村副議長	うになっております。ですから、そういう努力をしているということをご理解いただければと思います。 以上です。
	1 1 番 (平野敏彦君)	平野議員。 それでは、4 点目に入らせていただきます。 青森県教育委員会は、不登校の増加理由を「学校に対する保護者の意識変化、コロナ禍の影響による登校意欲の低下などが考えられる」とあります。 今、教育長は、学校での対策はあれですけれども、同じような形が当町に見られるのか、当町独自の不登校の原因というのがあるのか、ここをお聞かせいただきたい。
答弁	吉村副議長	教育長。
	教育委員会教育長 (松林義一君)	(4) 番の質問ということでよろしいですね。 お答えいたします。 当町の児童生徒の不登校の理由については、なかなかやっぱり当町に限らずですが、特定するのは非常に難しく、多種多様化していると思っております。その中には、当然学校内でのトラブル、人間関係のトラブルも多く含まれていると思っております。 以上です。
質疑	吉村副議長	平野議員。
	1 1 番 (平野敏彦君)	この前新聞に、不登校、親に居場所をという記事がありました。親の悩み、苦しみ、これは読んで、私もなるほどなと思いました。やはり自分が子供のために受ける精神的なものというのは、相当あるなという思いがあります。 私は、文科省は保護者向けに教育支援センターや民間が運営する親の会などの連絡先をまとめ、情報提供に力を入れているとありますが、実際に町の、さっき言った不登校の数、親との連携、そういうものというのはどういうふうになっていますか。

答弁	吉村副議長	教育長。
	教育委員会教育長 (松林義一君)	議員ご指摘のとおりであります。文部科学省は、不登校は誰でもあり得るというふうには言ってはいるんですが、一たびそういうことに遭うと、やっぱり保護者は物すごく苦勞しますし悩みます。ですから、うちのほうの相談室でも、子供だけではなくて、保護者に対しても相談活動を行っております。その相談ケース、物すごく多くなっております。 なお、県費負担職員でありますけれども、ＳＳＷといって、スクールソーシャルワーカーの方も一緒に、町の相談室に一緒に勤務して、子供と家庭と学校を結ぶ役割を担っております。 以上です。
質疑	吉村副議長	平野議員。
	11番 (平野敏彦君)	私は、今教育長一生懸命答弁してもらっていますけれども、私町長にお聞きしたいのがあります。 町の総合計画の中に目標として、将来像である「子どものびのび 大人いきいき ともにつくる おいらせ町」を目指しているということで、6年3月に総合計画が出ています。そしてまた、今年の当初予算の中で、町長は、全ては子供たちの未来のために、明るく元気で持続可能なまちづくりとある。私はこれだけの不登校が出ているということですよ。町長の施策が揺らいでいるんじゃないか。やっぱり町長先頭になって、教育長とタッグ組んで、この問題を解決するという意思がないのか、ちょっと確認したいと思います。
答弁	吉村副議長	町長。
	町長 (成田 隆君)	大変貴重なご提言、ご指摘を受けましてありがとうございました。 まずもって、子どものびのびですか。そういう部分では、目標でありますし、またそれに向かって進むのは当然であると自覚しております。そしてまた、それに向けて、いろんな部分で、例えば教育委員会から要望等があれば、支援員ですか、そういう部分で予算どうしてもつけてほしい、1人でも2人でも欲しいという部分では、町としてはそういう部分で努力はしております。何も努力していないわ

質疑		けではありませんけれども、ただ学校とか、そういう部分では、やっぱり教育長、あるいは教育委員会のほうが詳しく子供たちに接する機会もあるし、接しているはずですから、個々の子供に対してまで、町はどうかということは私はできかねるかなという気がしておりますので、まずもって教育長と相談しながら、教育委員会とも相談しながら、機会があれば話して、議会からこういう要望なり提案なり指摘があったよということは報告をしながら努力するように努めます。 以上です。
	吉村副議長	平野議員。
	11番 (平野敏彦君)	町長の施策ですから、個々の子供の対策じゃなくて、町全体として解消に努めよう、庁議でも関係する課、ここにいる課長全部が意識を持って大変な事態になっているという危機意識を持って、行政運営に当たってほしいというふうに願ひまして、私の一般質問終わります。ありがとうございます。
	吉村副議長	これで11番、平野敏彦議員の一般質問を終わります。 ここで、暫時休憩をいたします。 2時45分まで休憩いたします。 (休憩 午後 2時30分)
質疑	吉村副議長	休憩前に引き続き会議を開きます。 (再開 午後 2時45分)
	吉村副議長	引き続き一般質問を行います。 5席3番、小笠原伸也議員の一般質問を許します。小笠原議員。
	3番 (小笠原伸也君)	5席3番、小笠原伸也です。よろしくお願いします。 質問に入る前になりますけれども、おいらせ町の特産農作物について確認してみました。アピオスというのがあって、これはほど芋と呼ばれているもの。これは全国1位ということを広報おいらせにも載せられてありました。あとはたくさん特産農産物ありまして、青森県の順位も出てあるんですね。第1位になっているのがたくさ

		んあるんですが、秋冬大根、青森県で第1位、ニンジン1位、春白菜1位、キャベツ1位、ブロッコリーが2位、レタスが2位、あとお米もそこそこ22位ということであります。 そのほかたくさん、ほぼおいらせ町産の収穫量、これ結構な収穫量があるんだなというのが、改めて、皆さんもご存じのとおりだと思うんですけども、それから、ふるさと納税に関連した返礼品、これにもたくさんおいらせ町の特産がありまして、人気があるのが、豚タン6位、お米、ハンバーグ、生ハム、あとパンというのも何か入っているようですね。あと蜂蜜、あとはホッキガイ、これも何かあれです、ふるさと納税の返礼品のホームページによって載っておりますので、おいらせ町、たくさんの農作物、海産物含めて、特産物があるんだなというのを改めて感じております。 本日のこの学校給食に関連した、私質問をこれからさせていただくんですけども、これ単に学校にとどまらず、これは町の税金1億3,000万円を活用した大きな事業、しかもこれは町長の肝煎りの事業ということで、おいらせ町では実施されているというふうに捉えると、これは学校の枠だけに限らず、大変大きな意味を持っているのではないかなと、まずそう思っております。 法律様々あるんですけども、法律とも関連している、それから町の総合計画、これとも関連してくる部分があるなということで感じております。 今日私質問するポイントですけども、①番として、どんどん町内の野菜等を使って、地元の産業を応援できるのではないかな。 ポイントの②番として、郷土愛。これ単に食べるだけではなくて、給食を活用して郷土愛、これを育み、そして若者が町に定住するんだという強い気持ちでおります。 ③番のポイントは、地産地消。これは今どこでも地産地消と叫ばれているんですけども、この意味合いが捉え方によって随分変わるんじゃないかな、そのように感じております。 今日質問をさせてもらいながら、このあたりのポイントを含めて、深めていけたらと思います。 それでは、通告に従いまして一般質問させていただきます。 学校給食の充実について。 農林水産省「食育基本法」において、学校でも食育に取り組むことの重要性が示され、また文部科学省「学校給食法」において、一層の
--	--	--

		地場産物の活用が求められております。特に各地域の優れた伝統的な食文化について理解を深めることが明記されております。 そのことを含め、学校給食の食育の推進について質問をいたします。 (1) 番、郷土料理は地域の身近な食材を通して、食材の旬や産地について理解を深められるほか、地域独自の食文化を見直すきっかけにもなります。 アとしまして、地産地消給食を現在よりさらに推進させることは、地元を大切にする心(郷土愛)を育み、地元産業を応援できる等の利点があります。 学校給食は、郷土愛を育み郷土のよさを実感させて、若者が将来定住してくれることにつながる。そういったおいらせ町は、そのような取組をしているのか伺います。
答弁	吉村副議長 教育委員会教育長 (松林義一君)	教育長。 質問にお答えをいたします。 町学校給食センターでは、献立に行事食、季節料理、郷土料理などを取り入れ、県産・町内産の地場産物を積極的に活用しております。 また、学校給食における食育活動として、各学校において栄養教諭、学校栄養職員による食に関する授業、地元産の食べ物に興味を持ってもらうことなどを目的とした地産地消給食などの取組をしています。 以上であります。
質疑	吉村副議長 3 番 (小笠原伸也君)	小笠原議員。 ありがとうございます。今教育長からありました町内の地場産物を利用している、あと、各学校においても栄養教諭が、それぞれ授業をしたり、いろいろ活動しているということをお聞きました。 そこで、この地産地消というの、これ教育長から今、おいらせ町産の食材を使っているんだと。そこは献立表にも載ってあるよということであります。10月の献立表が私今手元にあるんですが、例えば10月21日においらマークがついてあって、地産地消云々という説明があるようですけれども、ちょっと詳しく見てみると、今日

答弁	吉村副議長	は八戸産のサバの竜田揚げと、郷土料理の煮こもりですよということで、地産地消とうたっているんですけども、これは八戸も地元食材に当たるわけですか。
	学務課長 (福田輝雄君)	学務課長。 お答えいたします。 県、町もそうなんですけれども、県内産という形の大きなくくりでの取組をしております。ただ、その中には、おいらせ町産も入ってはきますけれども、おいらせ町産だけで割合を高めることが難しいので、青森県産、どこの市町村も県内産が主になっている形になっております。 また、ちょっと誤解があればあれなのでお話をさせていただきますけれども、おいらせ町産で指定できるのは、やはりおいらせ町の中で販売していただいている、もしくは取扱いしていただいている業者さんでありまして、例えば農協さんから直接支店のほうから入れていただく、協力いただいて入れていただく大根とかニンジンについては、おいらせ町産ということで特定はできますけれども、やはり農協さんのほうは現在十和田おいらせ農協さんのほうになっておりますので、取扱業者さんの中には、十和田おいらせ農協さんの箱で納入される場合がありますので、その中にはおいらせ町の農家さんから出荷されたものも入っているんですけども、その部分が特定できないという部分で、割合は低くなっているところがありますので、また、先ほども何回も繰り返しますけれども、地産地消の中では、おいらせ町だけではなくて青森県産という形で載せて取組をしているということでご理解いただければと思います。
質疑	吉村副議長	小笠原議員。
	3 番 (小笠原伸也君)	ありがとうございました。 それで、あれです、政策推進課から出ております第2次おいらせ町総合計画後期基本計画、これ見てみますと、5番の魅力ある産業を創出する町、農業の振興とあるんですけども、②番、農産物加工品のブランド化と地産地消を推進しますとあるんですね。これ、町で出しているわけでしょう。あと水産業、水産業の振興も、PR活動

答 弁	吉村副議長	を支援し地産地消を推進しますとあるんですが、これ政策推進課で出している地産地消というのは、これはおいらせ町産のことではないですか。どういう捉え方をしているんですか、これは。
	農林水産課長 (柏崎和紀君)	答弁を求めます。農林水産課長。 お答えいたします。 総合計画のほうでは、確かに地産地消ということで、おいらせ町産をいくらでも消費していただきたいということでやっていますが、先ほど学務課長からもありましたけれども、学校のほうではそれを時期等もあつてなかなかおいらせ町産に限ることは厳しいということで、県内産という形でも取り扱っているというような説明かと思います。 以上です。
	吉村副議長	小笠原議員。
質 疑	3 番 (小笠原伸也君)	ありがとうございます。 そうすると、町でこうやって総合計画出しているのは、おいらせ町産の農産物、水産物を使うという意味合いで、地産地消という言葉を使っているということでよろしいんですね。 それから広報おいらせ12月号、ここの9ページ見ると、健康おいらせ21、第4次食育推進計画についてということで、健康こども課から次のように出ております。食育の推進、食文化、郷土料理を学び伝える機会の充実と、地場産品を食べる機会を設けます。ここの地場産品というのはこれ、どこのことを指しているんですか、これは。
	吉村副議長	答弁を求めます。保健こども課長。
答 弁	保健こども課長 (鈴木政康君)	それでは、ご質問にお答えします。 ちょっと今手元に資料はございませんが、そこに書いている地場産品というのは、おいらせ町産に限らず、広くこの地域の地場産品ということで解しております。 以上です。

質疑	吉村副議長	小笠原議員、挙手してから。小笠原議員。
	3 番 (小笠原伸也君)	小笠原です。 ありがとうございます。 そうすると、この地産地消という言葉なんですけれども、これあれでしょうね、おいらせ町の税金使つての地産地消となりますよね。そうすると、おいらせ町産を積極的に使うのがこれは筋だと思うんですけれども、いかがでしょうか。
答弁	吉村副議長	教育長。
	教育委員会教育長 (松林義一君)	お答えをいたします。 議員ご指摘のとおり、地産地消というのは、おいらせ町産を積極的に使うという、そういう努力も我々はしていきたいなと思っておりました。そのことによって、町で出た物を食べていくことによって郷土愛が育まれると、そのとおりだと思っております。 ただ、一方で給食は、安定して提供をするということが大事になります。ですから、食材がちょっと足りなくなったとか、そういうことによって、その日の給食提供に影響があることが一番また一方では心配されますので、議員ご指摘のとおり、努力は当然あるべきだと思っていますけれども、やっぱり安定して給食を提供することが、学校教育の安定化にも寄与することになりますので、そのところはご理解いただければなと思っていました。 以上であります。
質疑	吉村副議長	小笠原議員。
	3 番 (小笠原伸也君)	ありがとうございます。 次、イのほうに行きたいと思います。 おいらせ町産食材の利用率は重量ベースで何%か。また、その利用率は高い数値なのか、見解をお伺いしたいと思います。
	吉村副議長	教育長。

答弁	教育委員会教育長 (松林義一君)	お答えをいたします。 令和５年度町内産食材の利用率は、重量ベースで１１．４％になっております。 地元市町村産食材の県平均利用率は１３．７％に対して、やや下回っておりますが、県産食材利用率では、県平均の利用率の６５．３％に対して、町の利用率が７１．６％と上回っておりますので、この割合を維持していきたいと考えております。 以上であります。
質疑	吉村副議長 ３番 (小笠原伸也君)	小笠原議員。 ありがとうございます。 １１．４％、おいらせ町産の食材を活用しておりますよというお話であります。青森県産は総合的に見て、積極的に活用されているということですよね。 それで、先ほどの地産地消ということですが、そのところ、地産地消、これは改めてちょっと確認すると、地域内において生産されたものを、その地域内で消費すること。これは地産地消というわけですが、これはあくまで優先順位はおいらせ町産をまず優先順位、町の税金使って給食作っているわけですからね。町のお金を地元の業者、生産者に向けて使う、それを子供たちが食べる。そのことによって郷土愛が育まれるという、そういう見方になるんじゃないかなと思いますけれども、これ優先順位は、おいらせ町産が優先、次に八戸とか三沢とか青森県産という、そういった考えでよろしいでしょうか。
答弁	吉村副議長 教育委員会教育長 (松林義一君)	教育長。 議員ご指摘のとおりであります。 優先順位は、町の産品を優先したいと思っておりますけれども、やむを得ず少し範囲を広げて、青森県全体に広げて調達しているということになりますので、理由は先ほど言ったように安定供給ということもあって、そういうことになっているということをご理解いただければと思います。 以上であります。

質疑	吉村副議長	小笠原議員。
	3 番 (小笠原伸也君)	ありがとうございます。 安定供給というのが、まず大事なポイントになってくるというお話であります。 次に進みたいと思います。 おいらせ町産の食材について。 ア、現当地元産として、米やキャベツ、大根、ニンジン、キノコ、みそ類を給食に活用しています。その他、おいらせ町産で生産量の多い野菜、白菜やゴボウ等、あと魚介類、ホッキガイ等が活用できないのはなぜか、見解をお伺いします。
	吉村副議長	教育長。
答弁	教育委員会教育長 (松林義一君)	お答えをいたします。 県産・町内産の地場産物については、積極的に取り入れているところですが、食材によっては数量、価格において仕入れることが難しいものもあります。 また、限られた時間の中で調理することから、活用できない食材もある中、献立を工夫して少しでも多く取り入れるようにしているところであります。 以上であります。
	吉村副議長	小笠原議員。
質疑	3 番 (小笠原伸也君)	ありがとうございます。 数量とか、その時期とか、関係してくるということですけども、年に 1 回ぐらいは何かできそうな感じは受けるんですよね。 新聞関係、あとはニュース関係見ていると、様々な他市町村で事例が出てまいります。例えばホッキガイにしても、これふるさと納税の返礼品で大変何か人気があるという、こうやってなっているんですね。ホッキガイ、ちょっとぱっとホームページで調べると、例えば北海道の都市が多いんですけども、北斗市、ホッキのじゃが煮とか、苫小牧、ホッキカレー、あと広尾町、八王子、これ都会の

答弁	吉村副議長 学務課長 (福田輝雄君) 吉村副議長	八王子ですね、これは。同じホッキガイのカレーやっているんです。あと南相馬市とかでばっと出てくるだけで、たくさん好事例が出てくるんですね。決しておいらせ町も、そういった食材があるので、何かこう活用できないだろうか。せっかく捕れるのにやっていないという感じに何か捉える感じになるんじゃないかな。 これ今後、先進地の視察とか調査とか、何かそういった予定はないんでしょうか。 学務課長。 お答えいたします。 まず、簡単に、ほかの地域の視察等はないのかという部分につきますけれども、現在は予定はしておりません。 また、ホッキガイの取扱いにつきましては、平成18年、19年頃に、百石漁業協同組合さんのご協力をいただきながら、旧学校給食センターなので、百石地区の小中学校のほうに提供した経験があります。そのときに、やはりかなり苦勞したと。というのは、加工したものではなくて、地元で捕れたものを使うということで、いろいろな制限がある中で実施したと。 そのときにまず一つ、現在もそうなんですけれども、課題と挙がるものは、その日のうちに全て調理をしなければならないという衛生管理基準があります。また、二枚貝については、中心温度85度を1分間以上加熱しなければならないという問題があることから、なかなか難しいことと、あと、今議員お話しにあったホッキカレーなんですけれども、子供たち、全ての子供たちにホッキのみを平等に行く形にしなければならないということがあって、別枠でその当時は、子供たちにホッキを茹でたものを、切り込んだものを一人一人分けて、その上にカレーをかけたという苦勞もあったようです。それが続けられないことにつきましては、やはりそういう問題があって、なかなか難しいという結論に至ったのかなと思っております。 以上です。 小笠原議員。
-----------	---	---

質疑	3 番 (小笠原伸也君)	ありがとうございます。 様々問題があつて、やりたくてもできない事情があるんだよというお話かなと思うんですけども、あれですよね、給食センターの方からじかにお話を聞く機会もあつたんですけども、給食センターでは少ない職員でメニューを基本的に考える、それから食材を購入する、それからその契約、それから調理するというのが一番大きいのかなと思いますけれども、この農産物とか海産物、その栄養士の先生なり、活用したくても何か手が回らないというのが、何かお話聞いていて私感じたんですよね。 ということで、例えばですよ。例えば大阪市あたり、行政内、役場内で、大阪市は市役所になりますけれども、給食のセンターと、あと農林水産課の連携で何かうまくいったというような事例もいろいろ調べると出てくるんですけども、当町、いかがですかね。給食センターの何か役割というのがいっぱいあつて、もう手が回らないと。ふだんのおいしい給食提供するのが精いっぱいだという、そういう何か意味合いもあるのかなと思っております、一部食材の購入とかというところ、農林水産課で何か引き受けてくれば、何かこう連携うまくいけば、様々取組できるんじゃないかなと思うんですけども、そこら辺いかがでしょうか。
答弁	吉村副議長 教育委員会教育長 (松林義一君)	教育長。 教育委員会にとっては非常にありがたい提言だと思っております。 今、給食センターの職員は、県費負担職員が 2 名、それから町の職員が 2 名、事務室に勤務しております。県費負担職員は栄養教諭が 1 名、栄養職員、つまり栄養士が 1 名、これは県費の負担職員になっております。そのほか室長と事務官は、町の職員となっておりますので、確かに 1 人専門に地元産を調達する係の人が置ければいいと思うんですが、教育長の立場では、先ほどもありましたけれども、町長に対していろんなお金が欲しいとか、人が欲しい、相談室でも欲しい、あるいは古墳館にも学芸員が欲しいとか、教育委員会全体としては、職員の配置をいろんなところで要求をしているところで、さらに給食センターとなると、ちょっとなかなかこれは難しいかなと思っております。

質疑		まず今、この教育委員会全体の業務を考えると、ここで何とかしのぎたいなと思っているところでもありますので、ご理解いただければと思います。ありがとうございます。
	吉村副議長	小笠原議員。
	3 番 (小笠原伸也君)	ありがとうございます。 農林水産課のほうは、やっぱりこれ得意種目になるので、いろんな農産物、水産物、その状況を把握しているわけですから、そこは農林水産課さんのほうでいかがでしょうか。私今こう、そういった情報提供とか、給食センターと連携取れないものでしょうか。
答弁	吉村副議長	農林水産課長。
	農林水産課長 (柏崎和紀君)	お答えいたします。 大変申し訳ございません。大阪のほうでどのような取組で農林水産課が関わっているかちょっと承知していないもので、今その部分ではお答えできないんですが、例えばですけれども、今何が旬かとか、そういった部分では農林水産課のほうで当然覚えているといえますか、承知しているかと思えますけれども、最終的に購入とかってなってくると、農林水産課というよりは、やはりその何が今一番旬ですよという情報は提供できるかと思えますけれども、購入とかってなっていくと、やっぱりそういった部分ではちょっと違うのかなというふうには考えております。 以上です。
	吉村副議長	学務課長。
答弁	学務課長 (福田輝雄君)	今、連携という部分でお話しさせていただきたいと思います。食育に対しては、学校給食だけではなくて、おいらせ町ではこのように、小学校3年生、4年生の子たちに、おいらせ町の私たちのふるさとおいらせ町という形の冊子、社会科の副読本を作っております。この中で、町内の地元の野菜が何であったとか、産業が何ありますよということで、商工観光課なり農林水産課のほうから情報を得て作った冊子になっております。こちらのほうも定期的に更新してい

質疑	吉村副議長	くということで、こういう形の中での食育、または地域の産業等を紹介する形で進めておりますので、そういう取組をしているということでお知らせいたします。 小笠原議員。
	3 番 (小笠原伸也君)	ありがとうございます。 それで、食品、農産物にしても海産物にしても、どっからでも提供できないんだろうな、厳しい基準があるようですね。食品の安全性、それから衛生管理の徹底、あとは何か調理員の方、特に腸内細菌検査も実施されているようで、厳しい基準がそれぞれあって、単純に町内産だからどっからでも買えるよみたいな、そういうシステムではないんだなというふうに感じておりますけれども、そこの登録納入業者ですね。これ町内の農産物、水産物の登録納入業者、基準をクリアした、そういった納入業者を増やしていけば、そっから選べば今回はいいなとか、あと栄養士の先生方、メニュー決める方も取り組みやすいと思うんですよ。 今現在、登録納入業者っておいらせ町には幾つあるんでしょうか。
	吉村副議長	学務課長。
答弁	学務課長 (福田輝雄君)	お答えいたします。 令和6年度になりますけれども、24事業者が給食の食材の登録業者になっております。うち町内事業者につきましては、8社になっております。
	吉村副議長	小笠原議員。
質疑	3 番 (小笠原伸也君)	分かりました。24件ほどあるよということでしたので、その中から選んで、献立メニューを主にこう決めているんだなということだと思います。ありがとうございます。 次、行きたいと思います。 次の質問ですけれども、イ、当町、おいらせ町の1食当たりの給食の金額は、今年度値上げをして、小学校が275円、中学校が320円となっております。これでも八戸と比べると、八戸の小学校が3

答弁	吉村副議長	15円、中学校375円ということで、物価高騰が毎月続いております。さらなる値上げを検討して対応していく考えがないか、見解をお伺いいたします。 教育長。
	教育委員会教育長 (松林義一君)	お答えをいたします。 学校給食費の単価については、12月から学校給食用精米価格の大幅な引上げがあったため、来年度の単価の見直しを検討しているところであります。 以上であります。
質疑	吉村副議長	小笠原議員。
	3番 (小笠原伸也君)	ありがとうございます。 来年度からということになりますけれども、地元の食材、これは何かどうなのでしょうかね。もう今決まっているJAとか、十和田おいらせ農協との値段の比較、米は何か給食用のお米というのがあるみたいですが、それとおいらせ町産のお米というのを比較した場合、やっぱりおいらせ町産のほうの食材は若干高めなのか、それとも、いや同じに給食用だったら提供しますという感じなのか、それはどういう感じなんですかね、値段ですけれども。
答弁	吉村副議長	学務課長。
	学務課長 (福田輝雄君)	お答えいたします。 米につきましては、青森県の学校給食会から納入していただいております。その学校給食会のほうで、おいらせ町産のまっしぐらということをお願いをして納入をさせていただいておりますので、米に関しましてはおいらせ町産という形で捉えております。 また、野菜につきましては、それぞれの時期の価格があります。先ほどもお話しした24事業者で取扱いあるものについて、毎月単価の契約をさせていただいております。単価の見積りをいただいて比較をしております。ただ、おいらせ町産につきましては多少高かったりしても、おいらせ町産のものがある場合はそれを使う場合もあ

質疑	吉村副議長	りますし、またはどうしても価格で見合わないという場合もあるということで、取り扱っております。
	3 番 (小笠原伸也君)	小笠原議員。 ありがとうございます。 次に入ります。 ウとしまして、地産地消給食の実施校、これは下田小学校が 10 月 15 日、百石小学校がこれ 6 年生だけ 9 月 17 日、甲洋小学校が 9 月 18 日、これは 5 年生、6 年生に 200 円保護者からお金を集めて実施しているということのようですけども、ほかにもやっている、これ 9 月と 10 月の話、やっているかもしれませんが、これって無償化と言っているんですから、これお金集めるということ自体もおかしいと思うんですが、いかがでしょうか。
答弁	吉村副議長	教育長。
	教育委員会教育長 (松林義一君)	お答えをいたします。 地産地消給食は、希望する学校において食育事業として実施しております。通常の給食のほかに、県産・町内産の食材を使った料理を追加していることから、差額相当分についてはこれまでどおり進めていきたいと思っております。 以上であります。
質疑	吉村副議長	小笠原議員。
	3 番 (小笠原伸也君)	ありがとうございます。 あくまで追加している給食分を、希望した学校に提供したよということなんですけれども、この 10 月号の献立表、この裏側に細かく地産地消給食を行いましたというのが記事が載っております。アンケートもあるんですね。アンケート、ちょっと読ませていただくと、青森県で作られた食材が思ったより多くてびっくりしました。こうして地域の食べ物を食べることでフードロス削減につながっていると思いました。青森県産を出しているという地産地消ですけども、もう 1 人何か載っているのですが、地産地消給食を食べてみ

答弁	吉村副議長	て、ホタテが苦手だったけれども少し食べられるようになりました。ホタテでこれ地産地消給食、これでおいらせ町産のどう見ればいいんですか、これは。青森県産であれば地産地消と捉えていいんですか。もう1回お聞きします。
	教育委員会教育長 (松林義一君)	教育長。 先ほど来から言っていますけれども、地元産の食材をまず第一に考えておりますけれども、なかなか難しい場合は、町外、県内に広げたりしております。ホタテは県外から見ても、青森県といえば、陸奥湾といえばホタテというふうに非常に有名な産物ですので、これはもう地元というか、地域の産物であると認識できるのではないかなと思って、こういう形になっていると思いますので、よろしくお願いいたします。
質疑	吉村副議長	小笠原議員。
	3 番 (小笠原伸也君)	ありがとうございます。 一応おいらせ町産の物がない場合は青森県産を広く考えて、町の税金を使っているんだということになろうかと思います。 給食というのはすごく周知度が高いというか、私知る限り、五戸町の給食の記事が、1 か月に1 回は何か、9 月、1 0 月、1 1 月って、五戸町の給食が話題になって新聞に取り上げられているんですね。大きな見出しもついてあって、給食を通し郷土愛を、生産者、地元食材をもっと増やしてとか、何か給食というのに何か使ったり、マスコミを利用して周知というか、PR できる、もうすごいこれは効果が大きいと思うんですよ。残念ながら私新聞見ても、おいらせ町の給食の話題は一向に出てこない。こんなに地産地消行いましたってあるんだから、これはぜひ新聞社呼んで、テレビ呼んでPR してみたらいかがですか。どう思いますか。
答弁	吉村副議長	教育長。
	教育委員会教育長 (松林義一君)	新聞に取り上げられる回数が少ないのではないかという話ですけども、私としては非常によく取り上げて記事にしてもらっている

質疑		など思っております。新聞社２社に対しては感謝しかありません。ありがとうございます。 ただ、学校の教育活動としては、そのPRもさることながら、保護者へのPRは十分していきたいなと思っておりますので、いっぱい取り上げてもらって、給食センターだけではなくて、いろんな施設も新聞社には、教育部門のほうについては取り上げられてもらっています。もちろんこれからもPRというか、情報提供はマスコミの方々に対しては提供していきたいなと思っているところでありますので、ありがとうございます。
	吉村副議長	小笠原議員。
	3 番 (小笠原伸也君)	ありがとうございます。 次に行きたいと思います。 (3) 番、アレルギー対応について。食物アレルギー生徒・児童は、各学校何人いるのか。その対策はどうなっているのか伺います。
答弁	吉村副議長	教育長。
	教育委員会教育長 (松林義一君)	お答えいたします。 食物アレルギーにより対応している児童生徒数は、ちょっと長いですが、よろしいですか。下田小学校３人、木内々小学校８人、木ノ下小学校１７人、百石小学校１２人、甲洋小学校４人、下田中学校２人、木ノ下中学校７人、百石中学校１人、計５４人になります。 その対策については、それぞれの児童生徒の状況に応じて、乳卵除去食の提供、牛乳を麦茶に変更、アレルギー成分を記載した詳細献立表による個別除去、一部弁当持参、完全弁当持参の５種類の対策をしております。 以上です。
質疑	吉村副議長	小笠原議員。
	3 番 (小笠原伸也君)	ありがとうございます。 保護者としては、これは給食センターが全部対応してくれればいいんでしょうけれども、完全弁当食、それから今一部弁当とかって

答弁	吉村副議長	これは保護者が弁当作っているわけです。そうすると、これは保護者の負担というのは、これはどうなるわけですかね。食材費と呼んでいいのかどうかあれですが、これどうなるわけですか。弁当を毎日持ってくる生徒さんに対しては、食材、給食やっていないわけですから、与えていないわけですが、これどういう対応をされているんですか、これは。
質疑	学務課長 (福田輝雄君)	学務課長。 お答えいたします。 町内で完全給食になっているお子様は1人いらっしゃいます。その1人の方につきましては、おいらせ町は学校給食は無償化ということでやっております。他の地域に通われている方、児童生徒の保護者に対しては、補助金ということで補助金を支出しております。今お話があった完全お弁当の1人のこの分につきましては、補助金で、上限は学校給食費の上限額に食数掛けた分で補助金を支給しております。 以上です。
	吉村副議長	小笠原議員。
	3番 (小笠原伸也君)	ありがとうございます。 一部除去とか、麦茶変更とかって、そういった方もいるし、完全弁当の場合は補助金出しているんだということで、町民これ不公平感がないように、学務課さんのほうでやっているというお話だと思います。分かりました。 これで、1億3,000万円の予算を活用してやっぱりよかったという学校給食になれば、これは素晴らしいと思うし、ちょっと検討することが必要なことであれば、これはどんどん保護者にも、それからマスコミ関係にも伝えて、こんな取組をやっているんだよということで、どんどんどんどんPRする絶好なこれ給食の、学校だけじゃなくて話題になろうかと、そういうふう思うんですよ。 将来的に今人口、おいらせ町も微増しているわけですが、減る可能性が将来的にも分かっているということですが、将

		来、若者に定住するようなことにつながれば、なおいいなというふうに考えております。せっかく町長が進めた肝煎りの事業であるので、いい方向にこれからも進んでいけばいいのかなと、そう思っております。 本日は真摯なるご答弁たくさんいただきまして、ありがとうございました。
	吉村副議長	これで3番、小笠原伸也議員の一般質問を終わります。
日程終了の告知	吉村副議長	これで、本日の日程は全て終了いたしました。 以上で本日の会議を閉じます。
次回日程の報告	吉村副議長	明日10日は午前10時から本会議を開き、議案審議を行います。
散会宣告	吉村副議長	本日は、これで散会をいたします。 (散会時刻 午後 3時32分)
	事務局長 (佐々木拓仁君)	修礼を行いますので、ご起立願います。 礼。

会議の経過を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

令和 7 年 2 月 20 日

議 長 松 林 義 光

副 議 長 吉 村 敏 文

署名議員 平 野 敏 彦

署名議員 日 野 口 和 子